

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-217524

(P2005-217524A)

(43) 公開日 平成17年8月11日(2005.8.11)

(51) Int. Cl. <sup>7</sup>	F I	テーマコード (参考)
HO4M 11/00	HO4M 11/00 301	3E038
GO7C 9/00	GO7C 9/00 Z	5C087
GO8B 25/00	GO8B 25/00 510M	5K024
GO8B 25/04	GO8B 25/04 E	5K067
HO4B 7/26	HO4M 3/42 E	5K101

審査請求 未請求 請求項の数 13 O L (全 39 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号 特願2004-18679 (P2004-18679)

(22) 出願日 平成16年1月27日 (2004.1.27)

(71) 出願人 000004237

日本電気株式会社  
東京都港区芝五丁目7番1号

(74) 代理人 100103090

弁理士 岩壁 冬樹

(74) 代理人 100114720

弁理士 須藤 浩

(72) 発明者 渡辺 英樹

東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社内

Fターム(参考) 3E038 AA01 AA11 BB05 CA06 HA07  
JA01

5C087 BB03 DD05 DD06 EE07 EE14

FF01 FF02 FF23 GG02 GG10

GG18 GG20

最終頁に続く

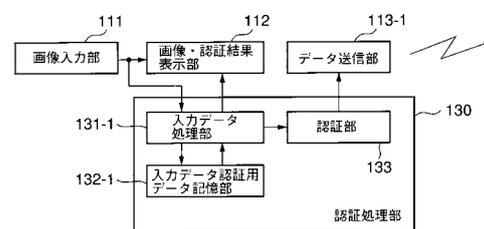
(54) 【発明の名称】 セキュリティ管理システムおよびセキュリティ管理方法

(57) 【要約】

【課題】 携帯電話機を用いたセキュリティ管理システムを構築する場合、携帯電話機において取得した画像等のデータをユーザ認証を行なうユーザ認証システム等に送信しなければならなかった。

【解決手段】 携帯電話機100が備えた画像入力部111にユーザの顔の画像を入力し、ユーザの顔の画像データを生成する。入力データ処理部131-1は、予め入力データ認証用データ記憶部132-1が記憶している、登録された人物である許可者の顔の画像データとユーザの顔の画像データとを比較して、同一人物であると判定すると、パスワードの入力を要求し、ユーザが入力したパスワードと携帯電話機100の電話番号との組み合わせをセキュリティ管理装置に送信する。セキュリティ管理装置では、受信したパスワードと電話番号とが、あらかじめ記憶しているパスワードと電話番号との組み合わせと合致すると、特定の場所に入退場するドアを開閉する。

【選択図】 図4



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

携帯電話機から受信した信号を用いてセキュリティ管理を行なうセキュリティ管理装置を備えたセキュリティ管理システムにおいて、

前記携帯電話機は、

所定の資格を有する人物である許可者に関する固有のデータである許可者固有データを記憶する許可者固有データ記憶手段と、

携帯電話機の使用者の特徴を表すデータである使用者データを入力する使用者データ入力手段と、

前記使用者データと前記許可者固有データとを比較して、前記使用者と前記許可者とが同一人物であるか否か判断する判断手段と、

前記判断手段が、前記使用者と前記許可者とが同一人物であると判断すると、前記使用者と前記許可者とが同一人物であることを示す情報である認証情報を生成する認証手段と

、前記認証手段が生成した認証情報を前記セキュリティ管理装置に送信する認証情報送信手段とを含み、

前記セキュリティ管理装置は、

前記携帯電話機が送信した認証情報を受信する認証情報受信手段と、

前記許可者に関する情報である許可者情報を予め記憶する許可者情報記憶手段と、

前記認証情報受信手段が受信した前記認証情報と前記許可者情報記憶手段が記憶している許可者情報とが合致するか否か判断する認証結果処理手段とを含む

ことを特徴とするセキュリティ管理システム。

**【請求項 2】**

携帯電話機から受信した信号を用いて、携帯電話機の使用者の特定の場所への入退場の管理を行なうセキュリティ管理システムであって、

セキュリティ管理装置は、認証結果処理手段が認証情報と許可者情報とが合致すると判断すると、携帯電話機の使用者に前記特定の場所への入場または前記特定の場所からの退場を許可する制御手段とを含む

請求項 1 記載のセキュリティ管理システム。

**【請求項 3】**

携帯電話機は、

使用者がパスワードを入力する操作入力手段を含み、

認証手段が、使用者が前記操作入力手段に入力したパスワードと、携帯電話機の電話番号とを含む認証情報を生成する

請求項 2 記載のセキュリティ管理システム。

**【請求項 4】**

制御手段は、特定の場所の出入り口のドアの開閉を制御する

請求項 2 または請求項 3 記載のセキュリティ管理システム。

**【請求項 5】**

制御手段は、特定の場所の出入り口のドアの開錠と施錠と制御する

請求項 2 または請求項 3 記載のセキュリティ管理システム。

**【請求項 6】**

携帯電話機からデータ処理装置へのアクセスの管理を行なう身元確認システムとを備えたセキュリティ管理システムにおいて、

前記携帯電話機は、

アクセス資格を有する人物である許可者に関する固有のデータである許可者固有データを記憶する許可者固有データ記憶手段と、

携帯電話機の使用者の特徴を表すデータである使用者データを入力する使用者データ入力手段と、

前記使用者データと前記許可者固有データとを比較して、前記使用者と前記許可者とが

同一人物であるか否か判断する判断手段と、

前記判断手段が、前記使用者と前記許可者とが同一人物であると判断すると、前記使用者と前記許可者とが同一人物であることを示す情報である認証情報を生成する認証手段と、

前記認証手段が生成した認証情報を無線通信回線を介して前記身元確認システムに送信する認証情報送信手段とを含み、

前記身元確認システムは、

前記携帯電話機が送信した認証情報を受信する認証情報受信手段と、

前記許可者に関する情報である許可者情報を予め記憶する許可者情報記憶手段と、

前記認証情報受信手段が受信した前記認証情報と前記許可者情報記憶手段が記憶している許可者情報とが合致するか否か判断する認証結果処理手段と、 10

前記認証結果処理手段が、前記認証情報と前記許可者情報とが合致すると判断すると、前記携帯電話機に、前記データ処理装置へのアクセスを許可する制御手段とを含む

ことを特徴とするセキュリティ管理システム。

#### 【請求項 7】

許可者固有データ記憶手段は、許可者固有データとして、許可者の顔の画像のデータを記憶し、

使用者データ入力手段は、使用者データとして、撮影された使用者の顔の画像のデータを入力する

請求項 1 から請求項 6 のうちいずれか 1 項記載のセキュリティ管理システム。 20

#### 【請求項 8】

許可者固有データ記憶手段は、許可者固有データとして、許可者の音声のデータを記憶し、

使用者データ入力手段は、使用者データとして、使用者の音声のデータを入力する

請求項 1 から請求項 7 のうちいずれか 1 項記載のセキュリティ管理システム。

#### 【請求項 9】

許可者固有データ記憶手段は、許可者固有データとして、許可者の指紋の画像のデータを記憶し、

使用者データ入力手段は、使用者データとして、使用者の指紋の画像のデータを入力する 30

請求項 1 から請求項 8 のうちいずれか 1 項記載のセキュリティ管理システム。

#### 【請求項 10】

携帯電話機とセキュリティ管理装置とが共働してセキュリティ管理を行なうセキュリティ管理方法において、

前記携帯電話機は、

所定の資格を有する人物である許可者に関する固有のデータである許可者固有データを記憶し、

携帯電話機の使用者の特徴を表すデータである使用者データを入力し、

前記使用者データと前記許可者固有データとを比較して、前記使用者と前記許可者とが同一人物であるか否か判断し、 40

前記使用者と前記許可者とが同一人物であると判断した場合に、前記使用者と前記許可者とが同一人物であることを示す情報である認証情報を生成し、

生成した前記認証情報を前記セキュリティ管理装置に送信し、

前記セキュリティ管理装置は、

前記許可者に関する情報である許可者情報を予め記憶し、

前記携帯電話機が送信した認証情報を受信し、

受信した前記認証情報と記憶している許可者情報とが合致するか否か判断する

ことを特徴とするセキュリティ管理方法。

#### 【請求項 11】

携帯電話機とセキュリティ管理装置とが共働して、携帯電話機の使用者の特定の場所へ 50

の入退場の管理を行なうセキュリティ管理方法であって、

セキュリティ管理装置は、認証情報と許可者情報とが合致すると判断すると、携帯電話機の利用者に前記特定の場所への入場または前記特定の場所からの退場を許可する請求項10記載のセキュリティ管理方法。

【請求項12】

携帯電話機は、

パスワードを入力し、

入力したパスワードと携帯電話機の電話番号とを含む認証情報を生成する

請求項10または請求項11記載のセキュリティ管理方法。

【請求項13】

携帯電話機と身元確認システムとが共働して、携帯電話機からデータ処理装置へのアクセスの管理を行なうセキュリティ管理方法であって、

アクセス資格を有する人物である許可者に関する固有のデータである許可者固有データを記憶し、

携帯電話機の利用者の特徴を表すデータである利用者データを入力し、

前記利用者データと前記許可者固有データとを比較して、前記利用者データと前記許可者データとが同一人物であるか否かを判断し、

前記利用者データと前記許可者データとが同一人物であると判断すると、前記利用者データと前記許可者データとが同一人物であることを示す情報である認証情報を生成し、

生成した前記認証情報を無線通信回線を介して前記身元確認システムに送信し、

前記身元確認システムは、

前記許可者に関する情報である許可者情報を予め記憶し、

前記携帯電話機が送信した認証情報を受信し、

受信した前記認証情報と記憶している許可者情報とが合致するか否かを判断し、

前記認証情報と前記許可者情報とが合致すると判断した場合に、前記携帯電話機に、前記データ処理装置へのアクセスを許可する

ことを特徴とするセキュリティ管理方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、携帯電話機が取得した人物を特定する情報を用いて人物を認識するセキュリティ管理システムおよびセキュリティ管理方法に関する。

【背景技術】

【0002】

携帯電話機を用いたセキュリティ管理システムを構築する場合、携帯電話機の利用者がセキュリティ管理システムに登録されている人物（携帯電話機の所有者）であるか否かを特定することは困難である。

【0003】

携帯電話機を用いたセキュリティ管理システムとして、例えば、特許文献1に記載されている認証システムがある。その認証システムでは、携帯電話通信網等の通信回線網に接続された認証サーバを設置し、画像撮影機能付き携帯電話機で人物を特定する画像（例えば、顔の画像。）を撮影し、撮影した画像の画像データを通信回線網を介して認証サーバに送信する。そして、認証サーバが、予め記憶している画像データと受信した画像データとを比較して、携帯電話機のユーザに通信回線網に接続された他のシステムの操作を許可するか否かを決定する。

【0004】

また、画像を利用したセキュリティ管理システムとして、例えば、特許文献2に記載されている入退室管理システムがある。その入退室管理システムでは、入退室の管理を行なう部屋の入退室口で入退室しようとしている人物の画像を撮影し、撮影した画像データと、予めデータベースが記憶している画像データとを警備員が比較して、警備員が入退室し

10

20

30

40

50

ようとしている人物を入退室させるか否かを判断する。

【0005】

【特許文献1】特開2001-306517号公報（第4-6頁、第1図）

【特許文献2】特開平9-319877号公報（第3-5頁、第1図）

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

しかし、特許文献1に記載されている認証システムでは、通信回線網に接続された認証サーバを設置する必要があるため、コストがかかる。また、携帯電話機は撮影した画像データを通信回線網を介して認証サーバに送信するが、画像データは一般にデータ量が大きく、携帯電話機および通信回線網に負荷がかかる。さらに、認証サーバは、予め記憶している画像データと受信した画像データとを比較する画像データ処理を行なうが、画像データ処理に時間がかかってしまう。

10

【0007】

また、特許文献2に記載されている入退室管理システムでは、予め画像データを含むデータベースを記憶する制御端末を設置する必要があり、さらに、入退室しようとしている人物を入退室させるか否かを判断する警備員を常駐させる必要もあり、コストがかかる。

【0008】

そこで、本発明は、予め画像データを記憶したり、予め記憶している画像データと携帯電話機が撮影した画像データとを比較したりするサーバや警備員等を用いずに、携帯電話機のユーザを特定して人物認証を行なうセキュリティ管理システムおよびセキュリティ管理方法を提供することを目的とする。

20

【課題を解決するための手段】

【0009】

本発明によるセキュリティ管理システムは、携帯電話機から受信した信号を用いてセキュリティ管理を行なうセキュリティ管理装置を備えたセキュリティ管理システムであって、携帯電話機が、所定の資格を有する人物である許可者に関する固有のデータである許可者固有データを記憶する許可者固有データ記憶手段と、携帯電話機の使用者の特徴を表すデータである使用者データを入力する使用者データ入力手段と、使用者データと許可者固有データとを比較して、使用者と許可者とが同一人物であるか否かを判断する判断手段と、判断手段が、使用者と許可者とが同一人物であると判断すると、使用者と許可者とが同一人物であることを示す情報である認証情報を生成する認証手段と、認証手段が生成した認証情報をセキュリティ管理装置に送信する認証情報送信手段とを含み、セキュリティ管理装置が、携帯電話機が送信した認証情報を受信する認証情報受信手段と、許可者に関する情報である許可者情報を予め記憶する許可者情報記憶手段と、認証情報受信手段が受信した認証情報と許可者情報記憶手段が記憶している許可者情報とが合致するか否かを判断する認証結果処理手段とを含むことを特徴とする。

30

【0010】

セキュリティ管理システムは、携帯電話機から受信した信号を用いて、携帯電話機の使用者の特定の場所への入退場の管理を行なうセキュリティ管理システムであって、セキュリティ管理装置が、認証結果処理手段が認証情報と許可者情報とが合致すると判断すると、携帯電話機の使用者に特定の場所への入場または特定の場所からの退場を許可する制御手段とを含むように構成されていてもよい。

40

【0011】

携帯電話機が、使用者がパスワードを入力する操作入力手段を含み、認証手段が、使用者が操作入力手段に入力したパスワードと携帯電話機の電話番号とを含む認証情報を生成するように構成されていてもよい。そのような構成によれば、より厳密にユーザ認証を行なうことができる。

【0012】

制御手段は、特定の場所の出入り口のドアの開閉を制御してもよい。そのような構成に

50

よれば、特定の場所への入場および特定の場所からの退場をすることができる人物を、許可者に限定することができる。

【0013】

制御手段は、特定の場所の出入り口のドアの開錠と施錠とを制御してもよい。そのような構成によれば、特定の場所の出入り口のドアが自動ドアでなくても、特定の場所への入場および特定の場所からの退場をすることができる人物を、許可者に限定することができる。

【0014】

本発明による他の態様のセキュリティ管理システムは、携帯電話機からデータ処理装置へのアクセスの管理を行なう身元確認システムとを備えたセキュリティ管理システムであって、携帯電話機が、アクセス資格を有する人物である許可者に関する固有のデータである許可者固有データを記憶する許可者固有データ記憶手段と、携帯電話機の使用者の特徴を表すデータである使用者データを入力する使用者データ入力手段と、使用者データと許可者固有データとを比較して、使用者と許可者とが同一人物であるか否か判断する判断手段と、判断手段が使用者と許可者とが同一人物であると判断すると、使用者と許可者とが同一人物であることを示す情報である認証情報を生成する認証手段と、認証手段が生成した認証情報を無線通信回線を介して身元確認システムに送信する認証情報送信手段とを含み、身元確認システムが、携帯電話機が送信した認証情報を受信する認証情報受信手段と、許可者に関する情報である許可者情報を予め記憶する許可者情報記憶手段と、認証情報受信手段が受信した認証情報と許可者情報記憶手段が記憶している許可者情報とが合致するか否か判断する認証結果処理手段と、認証結果処理手段が、認証情報と許可者情報とが合致すると判断すると、携帯電話機に、データ処理装置へのアクセスを許可する制御手段とを含むことを特徴とする。

【0015】

許可者固有データ記憶手段が、許可者固有データとして許可者の顔の画像のデータを記憶し、使用者データ入力手段が、使用者データとして、撮影された使用者の顔の画像のデータを入力するように構成されていてもよい。そのような構成によれば、ユーザの顔の画像のデータを用いて、ユーザが許可者であるか否かを判断することができる。

【0016】

許可者固有データ記憶手段が、許可者固有データとして許可者の音声のデータを記憶し、使用者データ入力手段が、使用者データとして使用者の音声のデータを入力するように構成されていてもよい。そのような構成によれば、ユーザの音声のデータを用いて、ユーザが許可者であるか否かを判断することができる。

【0017】

許可者固有データ記憶手段が、許可者固有データとして許可者の指紋の画像のデータを記憶し、使用者データ入力手段が、使用者データとして使用者の指紋の画像のデータを入力するように構成されていてもよい。そのような構成によれば、ユーザの指紋の画像のデータを用いて、ユーザが許可者であるか否かを判断することができる。

【0018】

本発明によるセキュリティ管理方法は、携帯電話機とセキュリティ管理装置とが共働してセキュリティ管理を行なうセキュリティ管理方法であって、携帯電話機が、所定の資格を有する人物である許可者に関する固有のデータである許可者固有データを記憶し、携帯電話機の使用者の特徴を表すデータである使用者データを入力し、使用者データと許可者固有データとを比較して使用者と許可者とが同一人物であるか否か判断し、使用者と許可者とが同一人物であると判断した場合に、使用者と許可者とが同一人物であることを示す情報である認証情報を生成し、生成した認証情報をセキュリティ管理装置に送信し、セキュリティ管理装置が、許可者に関する情報である許可者情報を予め記憶し、携帯電話機が送信した認証情報を受信し、受信した認証情報と記憶している許可者情報とが合致するか否か判断することを特徴とする。

【0019】

10

20

30

40

50

セキュリティ管理方法は、携帯電話機とセキュリティ管理装置とが共働して、携帯電話機の使用者の特定の場所への入退場の管理を行なうセキュリティ管理方法であって、セキュリティ管理装置が、認証情報と許可者情報とが合致すると判断すると、携帯電話機の使用者に特定の場所への入場または特定の場所からの退場を許可するように構成されているもよい。

【0020】

携帯電話機が、パスワードを入力し、入力したパスワードと携帯電話機の電話番号とを含む認証情報を生成するように構成されているもよい。そのような方法によれば、より厳密にユーザ認証を行なうことができる。

【0021】

本発明による他の態様のセキュリティ管理方法は、携帯電話機と身元確認システムとが共働して、携帯電話機からデータ処理装置へのアクセスの管理を行なうセキュリティ管理方法であって、アクセス資格を有する人物である許可者に関する固有のデータである許可者固有データを記憶し、携帯電話機の使用者の特徴を表すデータである使用者データを入力し、使用者データと許可者固有データとを比較して使用者と許可者とが同一人物であるか否か判断し、使用者と許可者とが同一人物であると判断すると、使用者と許可者とが同一人物であることを示す情報である認証情報を生成し、生成した認証情報を無線通信回線を介して身元確認システムに送信し、身元確認システムが、許可者に関する情報である許可者情報を予め記憶し、携帯電話機が送信した認証情報を受信し、受信した認証情報と記憶している許可者情報とが合致するか否か判断し、認証情報と許可者情報とが合致すると判断した場合に、携帯電話機に、データ処理装置へのアクセスを許可することを特徴とする。

10

20

【発明の効果】

【0022】

本発明によれば、携帯電話機の用いて携帯電話機のユーザを特定し、安価で簡易なセキュリティ管理システムを提供することができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0023】

実施の形態1.

本発明の第1の実施の形態を図面を参照して説明する。図1は、本発明による携帯電話機100の外観の一例を示す説明図である。なお、図1(a)は、携帯電話機100を閉じた状態の外観を示す説明図であり、図1(b)は携帯電話機100を開いた状態を示す説明図である。

30

【0024】

本発明による携帯電話機100は、上部筐体部10と下部筐体部20とがヒンジによって接続されて構成され、上部筐体部10は、情報を表示する第1の表示部11、アナログの電気信号である音声出力信号を音声に変換して出力するスピーカ12、情報を表示する第2の表示部13、画像を撮影するカメラ14、および電波を送受信するアンテナ15を含み、下部筐体部20は、携帯電話機100のユーザが情報を入力する操作部21、入力した音声を変換するマイクロフォン22、および携帯電話機100のユーザがカメラ14を用いて画像を撮影する指示を入力するボタンであるシャッターボタン23を含む。

40

【0025】

第1の表示部11および第2の表示部13は、例えば、LCD(液晶ディスプレイ)によって実現される。

【0026】

図2は、本発明の第1の実施の形態によるセキュリティ管理システムの構成を示す説明図である。本発明の第1の実施の形態によるセキュリティ管理システムは、携帯電話機100と、携帯電話機100が送信した情報を受信する無線受信部5を含むセキュリティ管理装置と、セキュリティ管理装置の制御に応じて開閉または開錠・施錠するセキュリティ

50

管理ドア200とを含む。なお、ここでは、セキュリティ管理システムとして、ドア内への入退場資格を有する利用者のみ入退場が許可されるシステムを例示するが、本発明によるセキュリティ管理システムの応用は、そのような場合に限られない。

#### 【0027】

図3は、本発明の第1の実施の形態による携帯電話機100の構成を説明するブロック図である。本発明の第1の実施の形態による携帯電話機100は、スピーカ12、アンテナ15、マイクロフォン22、アンテナ15が受信した無線周波数信号を入力して周波数変換し、さらに音声信号またはデータ信号に復調する無線通信部30、無線通信部30が出力した音声信号(デジタル信号)を音声出力信号(アナログ信号)に変換してスピーカ12に出力し、マイクロフォン22から入力した音声入力信号(アナログ信号)を音声信号に変換する音声処理回路31-1、携帯電話機100の全体の各部を制御する携帯電話機主制御部32-1、特定の場所への入場および特定の場所からの退場を許可すべき人物である許可者の特徴の情報である許可者特徴情報と携帯電話機100の電話番号とを予め記憶する記憶部33-1、ブルートゥース(登録商標)規格にもとづいて無線信号を送受信し、ブルートゥース用アンテナ(図示せず)を含むブルートゥース回路34、操作部21とシャッターボタン23とに入力された情報を携帯電話機主制御部32-1に出力する操作入力部(操作入力手段)35、携帯電話機主制御部32-1の制御にもとづいて情報を表示する第1の表示部11および第2の表示部を含む表示部36、外部機器とデータを送受信するデータ入出力インタフェース37、外部機器と接続する接続コネクタ38、およびCCD(Charge Coupled Device)カメラまたはCMOS(Complementary Metal Oxide Semiconductor)カメラであるカメラ14と、カメラ14が撮影した画像の画像入力信号(アナログ信号)を画像信号(デジタル信号)に変換して画像データを生成し携帯電話機主制御部32-1に出力するカメラユニット39を含む。

#### 【0028】

無線通信部30は、音声処理回路31-1から音声信号を入力し、携帯電話機主制御部32-1からデータ信号を入力し、入力した各信号を変調して無線周波数信号に変換し、アンテナ15に出力する。携帯電話機主制御部32-1は、例えば、MPU(Micro Processing Unit)によって実現される。記憶部33-1は、例えば、フラッシュROM(Read Only Memory)によって実現される。なお、本発明の第1の実施の形態による携帯電話機100は、ブルートゥース回路34を含んでいるが、本発明は、これに限定されるものではなく、セキュリティ管理装置と無線通信することができる回路であれば、IrDA回路(赤外線通信回路)や、その他の無線通信回路であってもよい。また、カメラユニット39は、JPEG(Joint Photographic Experts Group)符号化機能や、MPEG(Motion Picture Experts Group)符号化機能を含んでいてもよい。また、記憶部33-1は、予め携帯電話機100の固有のパスワードを記憶していてもよい。

#### 【0029】

なお、ここでは、近距離通信によって携帯電話機からセキュリティ管理装置に所定の信号が送信される場合を例にして説明を行うが、携帯電話通信網を介して携帯電話機からセキュリティ管理装置に所定の信号が送信されるようにセキュリティ管理システムが構成されていてもよい。

#### 【0030】

また、本発明の第1の実施の形態による携帯電話機100の記憶部33-1が記憶している許可者特徴情報は、許可者の顔の画像データである。そして、携帯電話機主制御部32-1は、カメラユニット39が生成した画像データと、記憶部33-1が記憶している許可者の顔の画像データとをマッチングする認証処理を行ない、携帯電話機100のユーザが許可者であるか否かを判定する。

#### 【0031】

次に、本発明の第1の実施の形態による携帯電話機100において、本発明の第1の実

施の形態によるセキュリティ管理装置に送信する情報を処理する部分の構成について説明する。図4は、本発明の第1の実施の形態による携帯電話機100において、本発明の第1の実施の形態によるセキュリティ管理装置に送信する情報を処理する部分の構成を示すブロック図である。

#### 【0032】

本発明の第1の実施の形態による携帯電話機100において、本発明の第1の実施の形態によるセキュリティ管理装置に送信する情報を処理する部分の構成は、ユーザの顔を撮影して撮影した画像の画像データを生成する画像入力部(使用者データを入力する使用者データ入力手段)111、画像および情報を表示する画像・認証結果表示部112、ユーザ認証を行ない、ユーザ(使用者)が許可者であるか否かを判定する認証処理部130と、認証処理部130が出力した情報をセキュリティ管理装置に送信するデータ送信部(認証情報送信手段)113-1とを含む。また、認証処理部130は、予め許可者の顔の画像データを記憶する入力データ認証用データ記憶部(許可者固有データ記憶手段)132-1と、画像入力部111が生成した画像データと入力データ認証用データ記憶部132-1が記憶している画像データとをマッチングする認証処理を行ない、ユーザと許可者とが同一人物であるか否かを判定し、同一人物であると判定すると、ユーザにパスワードの入力を要求するメッセージを画像・認証結果表示部112に表示させる入力データ処理部(判断手段、認証手段)131-1と、入力データ処理部131-1がユーザと許可者とが同一人物であると判定すると、記憶部33-1が予め記憶している携帯電話機100の電話番号と、ユーザと許可者とが同一人物であることを示す情報と、ユーザが入力したパスワードとを組み合わせた情報である認証情報をデータ送信部113-1に出力する認証部133とを含む。なお、画像入力部111が入力したユーザの顔の画像は、携帯電話機の使用の特徴を表すデータである使用者データの一例である。

#### 【0033】

画像入力部111は、カメラユニット39によって実現される。画像・認証結果表示部112は、表示部36によって実現される。データ送信部113-1は、Bluetooth回路34によって実現される。入力データ認証用データ記憶部132-1は、記憶部33-1によって実現される。入力データ処理部131-1と認証部133とは、携帯電話機主制御部32-1によって実現される。なお、セキュリティ管理システムが、携帯電話通信網を介して携帯電話機からセキュリティ管理装置に所定の信号が送信されるように構成されている場合には、データ送信部113-1は、無線通信部30およびアンテナ15で実現される。また、その場合には、Bluetooth回路34は不要である。

#### 【0034】

図5は、本発明の第1の実施の形態によるセキュリティ管理装置の構成を説明するブロック図である。

#### 【0035】

本発明の第1の実施の形態によるセキュリティ管理装置は、Bluetooth規格にもとづいて携帯電話機100のBluetooth回路34と無線信号を送受信し、無線受信部5であるBluetooth用アンテナを含むBluetooth回路51、セキュリティ管理装置全体を制御するセキュリティ管理装置主制御部40、セキュリティ管理装置主制御部40の制御にもとづいてセキュリティ管理ドア200の開閉を制御するセキュリティ管理ドア制御部52、および特定の場所の出入りに設置されているセキュリティ管理ドア200を含む。そして、セキュリティ管理装置主制御部40は、セキュリティ管理装置を制御するプログラムを記憶するプログラム記憶部42、予め許可者の情報を記憶するデータ記憶部43、セキュリティ管理装置主制御部40の全体を制御する中央処理装置41、およびセキュリティ管理ドア制御部52と情報の送受信を行なう入出力インタフェース44を含む。

#### 【0036】

なお、本発明の第1の実施の形態によるセキュリティ管理装置は、Bluetooth回路51を含んでいるが、本発明は、これに限定されるものではなく、携帯電話機100と無

線通信することができる回路であれば、IrDA回路（赤外線通信回路）や、その他の無線通信回路であってもよい。セキュリティ管理ドア制御部52は、セキュリティ管理ドア200を開閉させるモータを含んでもよいし、セキュリティ管理ドア200が自動ドアでない場合は、セキュリティ管理ドア200を施錠および開錠するためのアクチュエータ（例えばソレノイド）を含んでもよい。また、データ記憶部43は、各許可者の携帯電話機の電話番号とパスワードとを予め対応付けて認証データとして記憶している。

#### 【0037】

また、セキュリティ管理システムが、携帯電話通信網を介して携帯電話機からセキュリティ管理装置に所定の信号が送信されるように構成されている場合には、ブルートゥース回路51は不要である。そして、セキュリティ管理装置は、例えば、携帯電話通信網を含む公衆回線網またはIP通信網を介して、携帯電話機から所定の信号を受信する。また、その場合には、一般に、セキュリティ管理ドア制御部52およびセキュリティ管理ドア200はセキュリティ管理装置から離れた場所に設置されるので、セキュリティ管理装置とセキュリティ管理ドア制御部52とは、公衆電話網やIP通信網で接続される。

#### 【0038】

本発明の第1の実施の形態によるセキュリティ管理装置において、本発明の第1の実施の形態による携帯電話機100から受信した情報を処理する部分の構成について説明する。図6は、本発明の第1の実施の形態によるセキュリティ管理装置において、本発明の第1の実施の形態による携帯電話機100から受信した情報を処理する部分の構成を示すブロック図である。

#### 【0039】

本発明の第1の実施の形態によるセキュリティ管理装置において、本発明の第1の実施の形態による携帯電話機100から受信した情報を処理する部分の構成は、携帯電話機100から情報を受信するデータ受信部（認証情報受信手段）213と、データ受信部213が受信した情報にもとづいてセキュリティ管理ドア200を開閉または開錠・施錠する認証結果処理部230とを含む。認証結果処理部230は、許可者の携帯電話機の電話番号の情報と、パスワードとを予め対応付けて認証データとして記憶している受信データ認証用データ記憶部（許可者情報記憶手段）231と、データ受信部213が受信した情報と、受信データ認証用データ記憶部231が記憶している認証データとが合致するか否かを判断する受信データ処理部（認証結果処理手段）232と、受信データ処理部232が、データ受信部213が受信した情報と、受信データ認証用データ記憶部231が記憶している認証データとが合致すると判断すると、セキュリティ管理ドア200を開閉または開錠・施錠する制御部（制御手段）233とを含む。

#### 【0040】

データ受信部213は、ブルートゥース回路51によって実現される。受信データ認証用データ記憶部231は、データ記憶部43によって実現される。制御部233は、中央処理装置41と入出力インタフェース44とセキュリティドア制御部52とによって実現される。セキュリティ管理システムが、携帯電話通信網を介して携帯電話機からセキュリティ管理装置に所定の信号が送信されるように構成されている場合には、データ受信部213として、公衆電話網やIP通信網を接続するためのインタフェースが用いられる。

#### 【0041】

次に、本発明の第1の実施の形態の動作について図面を参照して説明する。まず、本発明の第1の実施の形態における携帯電話機100の動作について説明する。図7は、本発明の第1の実施の形態における携帯電話機100の動作を説明するフローチャートである。

#### 【0042】

まず、携帯電話機100の画像入力部111が、ユーザの顔を撮影して画像データを生成し、生成した画像データを画像・認証結果表示部112と入力データ処理部131-1とに出力する（ステップS101）。画像・認証結果表示部112は、入力された画像データの画像を表示する。

10

20

30

40

50

## 【0043】

入力データ処理部131-1は、入力されたユーザの顔の画像データと、入力データ認証用データ記憶部132-1が記憶している許可者の顔の画像データとをマッチングする認証処理を行ない(ステップS102)、携帯電話機100のユーザが許可者であるか否かを判定する。マッチングする方法は、例えば、テンプレートマッチング等の既知のマッチング方法を用いる。なお、許可者の顔の画像データは、携帯電話機の契約時等に予め入力データ認証用データ記憶部132-1に記憶させておく。例えば、画像入力部111が許可者の顔を撮影して、許可者の顔の画像データを生成し、入力データ処理部131-1が入力データ認証用データ記憶部132-1に、画像入力部111が生成した画像データを記憶させてもよいし、接続コネクタ38に接続された警備保障会社の外部機器から、接続コネクタ38とデータ入出力インタフェース37とを介して許可者の顔の画像データを

入力データ処理部131-1に入力し、入力データ処理部131-1が入力データ認証用データ記憶部132-1に、入力された画像データを記憶させてもよい。また、同様の方法で、入力データ認証用データ記憶部132-1が記憶する画像データを変更してもよい。また、許可者は複数であってもよい。従って、入力データ認証用データ記憶部132-1が記憶する許可者の顔の画像データは、複数の許可者のそれぞれの顔の画像データであってもよい。

10

## 【0044】

入力データ処理部131-1は、認証処理の結果、携帯電話機100のユーザが許可者であるか否かを画像・認証結果表示部112に表示させる(ステップS103)。入力データ処理部131-1は、ユーザが許可者であると判定すると(ステップS104)、ユーザにパスワードの入力を要求する画面を画像・認証結果表示部112に表示させる。ユーザが、操作入力部35にパスワードを入力すると、操作入力部35は入力されたパスワードを入力データ処理部131-1に出力する。なお、入力データ処理部131-1は、記憶部33-1が予め記憶しているパスワードを読みだしてもよい。入力データ処理部131-1は、携帯電話機100の電話番号を示す情報と、ユーザが許可者であることを示す情報と、パスワードとを組み合わせた情報である認証情報を認証部133に入力し、認証部133は、入力された認証情報をデータ送信部113-1に出力し、データ送信部113-1に、データ受信部213へ認証情報を送信させる(ステップS105)。

20

## 【0045】

入力データ処理部131-1は、ユーザが許可者でないと判定すると(ステップS104)、ユーザが利用することができる携帯電話機100の機能を制限する(ステップS106)。具体的には、電話機能、電子メール送受信機能、ウェブ閲覧機能等の使用を制限する。

30

## 【0046】

次に、本発明の第1の実施の形態におけるセキュリティ管理装置の動作について説明する。図8は、本発明の第1の実施の形態におけるセキュリティ管理装置の動作を説明するフローチャートである。

## 【0047】

データ受信部213が認証情報を受信すると(ステップS110)、受信した認証情報を認証結果処理部230の受信データ処理部232に出力する。受信データ処理部232は、受信した認証情報に含まれている電話番号の情報とパスワードとの組み合わせが、受信データ認証用データ記憶部231が予め対応付けて記憶している電話番号の情報とパスワードとである認証データに含まれているか否かを判定する(ステップS111)。

40

## 【0048】

受信データ処理部232は、受信した認証情報に含まれている電話番号の情報とパスワードとの組み合わせが、受信データ認証用データ記憶部231が予め対応付けて記憶している電話番号の情報とパスワードとである認証データに含まれていると判定すると、ユーザに特定の場所への入場および特定の場所からの退場を許可し(ステップS112)、制御部233を介して、セキュリティ管理ドア200を開ける、またはセキュリティ管理ド

50

アを開錠する。すると、ユーザは、特定の場所への入場および特定の場所からの退場をすることができる。なお、制御部233は、所定の時間経過後、セキュリティ管理ドア200を閉じる、または施錠する。受信データ処理部232は、受信した認証情報に含まれている電話番号の情報とパスワードとの組み合わせが、受信データ認証用データ記憶部231が予め対応付けて記憶している電話番号の情報とパスワードとである認証データに含まれていないと判定すると、ユーザに特定の場所への入場および特定の場所からの退場を許可しない(ステップS113)。従って、セキュリティ管理ドア200を開けない、またはセキュリティ管理ドア200を開錠しない。すると、ユーザは、特定の場所への入場および特定の場所からの退場をすることができない。

【0049】

10

以上、述べたように、この実施の形態によれば、ユーザの顔の画像データをセキュリティ管理装置に送信することなく、特定の場所への入場および特定の場所からの退場を許可すべき人物に、特定の場所への入場および特定の場所からの退場を許可することができる。従って、ユーザが認証のための操作を開始してから短時間でセキュリティ管理ドア200を開けることができる。

【0050】

また、セキュリティ管理システムが、携帯電話通信網を介して携帯電話機からセキュリティ管理装置に所定の信号が送信されるように構成されている場合には、セキュリティ管理ドア200等のセキュリティ管理対象物から離れた場所に認証結果処理部230を設置することができる。従って、多数箇所に存在する多数のセキュリティ管理対象物を1つの認証結果処理部230で制御できる。

20

【0051】

実施の形態2 .

次に、本発明の第2の実施の形態を説明する。第2の実施の形態のセキュリティ管理システムの構成は、第1の実施の形態の構成と同様である。そのため、第1の実施の形態と同様の装置等については図2と同じ符号を付し、説明を省略する。

【0052】

本発明による第2の実施の形態の携帯電話機100の構成は、カメラユニット39を含まない点が第1の実施の形態と異なり、その他の構成は第1の実施の形態と同様である。ただし、音声処理回路31-2、携帯電話機主制御部32-2および記憶部33-2の動作は第1の実施の形態における動作とは異なる。そのため、第1の実施の形態と同様の回路等については図3と同じ符号を付し、説明を省略する。なお、第1の実施の形態の場合と同様に、セキュリティ管理システムを、携帯電話通信網を介して携帯電話機からセキュリティ管理装置に所定の信号が送信されるように構成してもよい。

30

【0053】

図9は、本発明の第2の実施の形態による携帯電話機100の構成を説明するブロック図である。音声処理回路31-2は、無線通信部30が出力した音声信号を音声出力信号に変換してスピーカ12に出力し、マイクロフォン22が入力した音声入力信号を音声信号に変換して音声データを生成し、携帯電話機主制御部32-2に出力する。記憶部33-2が予め記憶している許可者特徴情報は、許可者の音声のデータである許可者音声データである。例えば、このとき記憶部33-2が記憶している音声のデータは、予め決められた特定の言葉の音声のデータであってよい。また、記憶部33-2は、予め携帯電話機100の固有のパスワードを記憶していてもよい。そして、携帯電話機主制御部32-2は、携帯電話機100の全体の各部を制御し、音声処理回路31-2に入力された携帯電話機100のユーザの音声のデータと、記憶部33-2が記憶している許可者音声データとをマッチングする認証処理を行ない、携帯電話機100のユーザが許可者であるか否かを判定する。

40

【0054】

次に、本発明の第2の実施の形態による携帯電話機100において、本発明の第2の実施の形態によるセキュリティ管理装置に送信する情報を処理する部分の構成について説明

50

する。本発明の第 2 の実施の形態による携帯電話機 100 において、本発明の第 2 の実施の形態によるセキュリティ管理装置に送信する情報を処理する部分の構成は、画像入力部 111 を音声入力部（使用者データ入力手段）114 に置き換え、画像・認証結果表示部 112 を認証結果表示部 115 に置き換えたものであり、その他の構成は第 1 の実施の形態と同様である。ただし、入力データ処理部（判断手段、認証手段）131-2 と入力データ認証用データ記憶部（許可者固有データ記憶手段）132-2 との動作は第 1 の実施の形態における動作とは異なる。そのため、第 1 の実施の形態と同様の回路等については図 4 と同じ符号を付し、説明を省略する。

【0055】

図 10 は、本発明の第 2 の実施の形態による携帯電話機 100 において、本発明の第 2 の実施の形態によるセキュリティ管理装置に送信する情報を処理する部分の構成を示すブロック図である。

10

【0056】

音声入力部 114 は、ユーザの音声を入力すると、入力した音声の音声データを生成する。認証結果表示部 115 は、入力データ処理部 131-2 が出力した情報を表示する。また、入力データ認証用データ記憶部 132-2 は、許可者の音声のデータである許可者音声データを予め記憶している。このとき入力データ認証用データ記憶部 132-2 が記憶している許可者音声データは、予め決められた特定の言葉の音声のデータであってよい。入力データ処理部 131-2 は、音声入力部 114 が生成した音声データと入力データ認証用データ記憶部 132-2 が記憶している許可者音声データとをマッチングする認証

20

【0057】

音声入力部 114 は、マイクロフォン 22 と音声処理回路 31-2 とによって実現される。認証結果表示部 115 は、表示部 36 によって実現される。入力データ認証用データ記憶部 132-2 は、記憶部 33-2 によって実現される。入力データ処理部 131-2 は、携帯電話機主制御部 32-2 によって実現される。

【0058】

本発明の第 2 の実施の形態によるセキュリティ管理装置の構成は、第 1 の実施の形態におけるセキュリティ管理装置の構成と同様なため、図 5 と同じ符号を付し、説明を省略する。

30

【0059】

本発明の第 2 の実施の形態によるセキュリティ管理装置において、本発明の第 2 の実施の形態による携帯電話機 100 から受信した情報を処理する部分の構成は、本発明の第 1 の実施の形態による携帯電話機 100 から受信した情報を処理する部分の構成と同様なため、図 6 と同じ符号を付し、説明を省略する。

【0060】

次に、本発明の第 2 の実施の形態の動作について図面を参照して説明する。本発明の第 2 の実施の形態における携帯電話機 100 の動作について説明する。図 11 は、本発明の第 2 の実施の形態における携帯電話機 100 の動作を説明するフローチャートである。

40

【0061】

まず、音声入力部 114 は、ユーザの音声が入力されると、入力された音声の音声データを生成して入力データ処理部 131-2 に出力する（ステップ S201）。例えば、このとき音声入力部 114 に入力する音声は、予め決められた特定の言葉の音声である。

【0062】

入力データ処理部 131-2 は、入力されたユーザの音声データと、入力データ認証用データ記憶部 132-2 が記憶している許可者音声データとをマッチングする認証処理を行ない（ステップ S202）、携帯電話機 100 のユーザが許可者であるか否かを判定する。マッチングする方法は、例えば、テンプレートマッチング等の既知のマッチング方法

50

を用いる。なお、許可者音声データは、携帯電話機の契約時等に予め記憶部 33-2 に記憶させておく。例えば、音声入力部 114 に許可者の音声を入力して許可者音声データを生成し、生成した許可者音声データを入力データ処理部 131-2 に出力する。入力データ処理部 131-2 は、入力データ認証用データ記憶部 132-2 に、入力された許可者音声データを記憶させる。また、接続コネクタ 38 に接続された警備保障会社の外部機器から、接続コネクタ 38 とデータ入出力インタフェース 37 とを介して許可者音声データを入力データ処理部 131-2 に入力し、入力データ処理部 131-2 が入力データ認証用データ記憶部 132-2 に、入力された許可者音声データを記憶させてもよい。同様の方法で、入力データ認証用データ記憶部 132-2 に記憶させる許可者音声データを変更してもよい。また、許可者は複数であってもよい。従って、入力データ認証用データ記憶部 132-2 が記憶する許可者音声データは、複数の許可者のそれぞれの音声データであってもよい。

10

#### 【0063】

入力データ処理部 131-2 は、認証処理の結果、携帯電話機 100 のユーザが許可者であるか否かを認証結果表示部 115 に表示させる（ステップ S203）。入力データ処理部 131-2 は、ユーザが許可者であると判定すると（ステップ S204）、ユーザにパスワードの入力を要求する画面を認証結果表示部 115 に表示させる。ユーザが、操作入力部 35 にパスワードを入力すると、操作入力部 35 は入力されたパスワードを入力データ処理部 131-2 に出力する。なお、入力データ処理部 131-2 は、記憶部 33-2 が予め記憶しているパスワードを読みだしてもよい。入力データ処理部 131-2 は、携帯電話機 100 の電話番号を示す情報と、ユーザが許可者であることを示す情報と、パスワードとを組み合わせた情報である認証情報を認証部 133 に入力し、認証部 133 は、入力された認証情報をデータ送信部 113-1 に出力し、データ送信部 113-1 に、セキュリティ管理装置のデータ受信部 213 へ認証情報を送信させる（ステップ S205）。

20

#### 【0064】

入力データ処理部 131-2 は、ユーザが許可者でないと判定すると（ステップ S204）、ユーザが利用することができる携帯電話機 100 の機能を制限する（ステップ S206）。具体的には、電話機能、電子メール送受信機能、ウェブ閲覧機能等の使用を制限する。

30

#### 【0065】

本発明の第 2 の実施の形態におけるセキュリティ管理装置の動作は、本発明の第 1 の実施の形態におけるセキュリティ管理装置の動作と同様なため説明を省略する。

#### 【0066】

以上、述べたように、この実施の形態によれば、画像データ処理という携帯電話機 100 に負荷のかかる処理を行なうことなく、特定の場所への入場および特定の場所からの退場を許可すべき人物に、特定の場所への入場および特定の場所からの退場を許可することができる。

#### 【0067】

実施の形態 3 .

40

次に、本発明の第 3 の実施の形態を説明する。第 3 の実施の形態のセキュリティ管理システムの構成は、第 1 の実施の形態の構成と同様である。そのため、第 1 の実施の形態と同様の装置等については図 2 と同じ符号を付し、説明を省略する。なお、第 1 の実施の形態の場合と同様に、セキュリティ管理システムを、携帯電話通信網を介して携帯電話機からセキュリティ管理装置に所定の信号が送信されるように構成してもよい。

#### 【0068】

本発明による第 3 の実施の形態の携帯電話機 100 の構成は、カメラユニット 39 を指紋入力部 60 に置き換えた点が第 1 の実施の形態と異なり、その他の構成は第 1 の実施の形態と同様である。ただし、携帯電話機主制御部 32-3 および記憶部 33-3 の動作は第 1 の実施の形態における動作とは異なる。そのため、第 1 の実施の形態と同様の回路等

50

については図3と同じ符号を付し、説明を省略する。

【0069】

図12は、本発明の第3の実施の形態による携帯電話機100の構成を説明するブロック図である。指紋入力部60は、ユーザに指先を接触させて指紋の形状を入力し、入力された指紋の形状を画像のデータに変換してユーザの指紋の画像のデータであるユーザ指紋画像データを生成し、生成したユーザ指紋画像データを携帯電話機主制御部32-3に入力する。記憶部33-3が予め記憶している許可者特徴情報は、許可者の指紋の画像のデータである許可者指紋画像データである。また、記憶部33-3は、予め携帯電話機100の固有のパスワードを記憶していてもよい。そして、携帯電話機主制御部32-3は、携帯電話機100の全体の各部を制御し、指紋入力部60が生成したユーザ指紋画像データと、記憶部33-3が記憶している許可者指紋画像データとをマッチングする認証処理を行ない、携帯電話機100のユーザが許可者であるか否かを判定する。

10

【0070】

指紋入力部60は、例えば、指紋の山部(凸部)と谷部(凹部)との電荷蓄積の差を検出し、画像データに変換を行なう静電容量式半導体センサー方式の指紋認識装置によって実現される。

【0071】

次に、本発明の第3の実施の形態による携帯電話機100において、本発明の第3の実施の形態によるセキュリティ管理装置に送信する情報を処理する部分の構成について説明する。本発明の第3の実施の形態による携帯電話機100において、本発明の第3の実施の形態によるセキュリティ管理装置に送信する情報を処理する部分の構成は、画像入力部111を指紋形状入力部(使用者データ入力手段)116に置き換えたものであり、その他の構成は第1の実施の形態と同様である。ただし、入力データ処理部(判断手段、認証手段)131-3と入力データ認証用データ記憶部(許可者固有データ記憶手段)132-3との動作は第1の実施の形態における動作とは異なる。そのため、第1の実施の形態と同様の回路等については図4と同じ符号を付し、説明を省略する。

20

【0072】

図13は、本発明の第3の実施の形態による携帯電話機100において、本発明の第3の実施の形態によるセキュリティ管理装置に送信する情報を処理する部分の構成を示すブロック図である。

30

【0073】

指紋形状入力部116は、ユーザに指先を接触させて指紋の形状を入力し、入力された指紋の形状を画像のデータに変換してユーザ指紋画像データを生成し、生成したユーザ指紋画像データを入力データ処理部131-3に入力する。入力データ認証用データ記憶部132-3は、予め許可者の指紋の画像のデータである許可者指紋画像データを記憶している。入力データ処理部131-3は、指紋形状入力部116が生成したユーザ指紋画像データと、入力データ認証用データ記憶部132-3が記憶している許可者指紋画像データとをマッチングする認証処理を行ない、携帯電話機100のユーザが許可者であるか否かを判定する。

【0074】

本発明の第3の実施の形態によるセキュリティ管理装置の構成は、第1の実施の形態におけるセキュリティ管理装置の構成と同様のため、図5と同じ符号を付し、説明を省略する。

40

【0075】

本発明の第3の実施の形態によるセキュリティ管理装置において、本発明の第3の実施の形態による携帯電話機100から受信した情報を処理する部分の構成は、本発明の第1の実施の形態による携帯電話機100から受信した情報を処理する部分の構成と同様のため、図6と同じ符号を付し、説明を省略する。

【0076】

次に、本発明の第3の実施の形態の動作について図面を参照して説明する。本発明の第

50

3の実施の形態における携帯電話機100の動作について説明する。図14は、本発明の第3の実施の形態における携帯電話機100の動作を説明するフローチャートである。

【0077】

ユーザに指先を指紋形状入力部116に接触させ、指紋形状入力部116に指紋の形状を入力すると(ステップS301)、指紋形状入力部116は、入力された指紋の形状を画像データに変換してユーザ指紋画像データを生成し、生成したユーザ指紋画像データを画像・認証結果表示部112と入力データ処理部131-3とに出力する。画像・認証結果表示部112は、入力されたユーザ指紋画像データの画像を表示する。

【0078】

入力データ処理部131-3は、入力されたユーザ指紋画像データと、入力データ認証用データ記憶部132-3が記憶している許可者指紋画像データとをマッチングする認証処理を行ない(ステップS302)、携帯電話機100のユーザが許可者であるか否かを判定する。マッチングする方法は、例えば、テンプレートマッチング等の既知のマッチング方法を用いる。なお、許可者指紋画像データは、携帯電話機の契約時等に予め入力データ認証用データ記憶部132-3に記憶させておく。例えば、許可者が指先を指紋形状入力部116に接触させ、指紋形状入力部116に指紋の形状を入力し、指紋形状入力部116は、入力された指紋の形状を指紋の画像のデータに変換して許可者指紋画像データを生成し、生成した許可者指紋画像データを入力データ処理部131-3に出力し、入力データ処理部131-3は、入力された許可者指紋画像データを入力データ認証用データ記憶部132-3に記憶させてもよいし、接続コネクタ38に接続された警備保障会社の外部機器から、接続コネクタ38とデータ入出力インタフェース37とを介して許可者指紋画像データを入力データ処理部131-3に入力し、入力データ処理部131-3が入力データ認証用データ記憶部132-3に、入力された許可者指紋画像データを記憶させてもよい。同様の方法で、入力データ認証用データ記憶部132-3に記憶させる許可者指紋画像データを変更してもよい。また、許可者は複数であってもよい。従って、入力データ認証用データ記憶部132-3が記憶する許可者指紋画像データは、複数の許可者のそれぞれの指紋の画像データであってもよい。

【0079】

入力データ処理部131-3は、認証処理の結果、携帯電話機100のユーザが許可者であるか否かを画像・認証結果表示部112に表示させる(ステップS303)。入力データ処理部131-3は、ユーザが許可者であると判定すると(ステップS304)、ユーザにパスワードの入力を要求する画面を画像・認証結果表示部112に表示させる。ユーザが、操作入力部35にパスワードを入力すると、操作入力部35は入力されたパスワードを入力データ処理部131-3に出力する。なお、入力データ処理部131-3は、記憶部33-3が予め記憶しているパスワードを読みだしてもよい。入力データ処理部131-3は、携帯電話機100の電話番号と、ユーザが許可者であることを示す情報と、パスワードとを組み合わせた情報である認証情報を、認証部133に入力し、認証部133は入力された認証情報をデータ送信部113-1に出力し、データ送信部113-1に、データ受信部213へ、認証情報を送信させる(ステップS305)。

【0080】

入力データ処理部131-3は、ユーザが許可者でないと判定すると(ステップS304)、ユーザが利用することができる携帯電話機100の機能を制限する(ステップS306)。具体的には、電話機能、電子メール送受信機能、ウェブ閲覧機能等の使用を制限する。

【0081】

本発明の第3の実施の形態におけるセキュリティ管理装置の動作は、本発明の第1の実施の形態におけるセキュリティ管理装置の動作と同様なため説明を省略する。

【0082】

以上、述べたように、この実施の形態によれば、ユーザの指紋の画像データを用いて、ユーザが特定の場所への入場および特定の場所からの退場を許可すべき人物であるか否

10

20

30

40

50

かを判定しているため、厳密なユーザ認証を行なうことができる。

【0083】

実施の形態4.

次に、本発明の第4の実施の形態を説明する。第4の実施の形態のセキュリティ管理システムの構成は、第1の実施の形態の構成と同様である。そのため、第1の実施の形態と同様の装置等については図2と同じ符号を付し、説明を省略する。なお、第1の実施の形態の場合と同様に、セキュリティ管理システムを、携帯電話通信網を介して携帯電話機からセキュリティ管理装置に所定の信号が送信されるように構成してもよい。

【0084】

本発明による第4の実施の形態の携帯電話機100の構成は、指紋入力部60を含む点が第1の実施の形態と異なり、その他の構成は第1の実施の形態と同様である。ただし、音声処理回路31-2の動作は、第2の実施の形態における動作と同様であり、指紋入力部60の動作は第3の実施の形態における動作と同様である。また、携帯電話機主制御部32-4および記憶部33-4の動作は第1の実施の形態における動作とは異なる。そのため、第1の実施の形態、第2の実施の形態および第3の実施の形態と同様の回路等についてはそれぞれ図3、図9および図12と同じ符号を付し、説明を省略する。

【0085】

図15は、本発明の第4の実施の形態による携帯電話機100の構成を説明するブロック図である。記憶部33-4が予め記憶している許可者特徴情報は、許可者の顔の画像データと、許可者の音声のデータである許可者音声データと、許可者の指紋の画像のデータである許可者指紋画像データとである。ここで、許可者音声データは、許可者が予め決められた言葉を発声した音声のデータであってよい。記憶部33-4は、これらの各データを予め対応付けて記憶している。また、記憶部33-4は、予め携帯電話機100の固有のパスワードを記憶している。携帯電話機主制御部32-4は、カメラユニット39が入力したユーザの顔の画像データと記憶部33-4が記憶している許可者の顔の画像データとをマッチングする処理と、音声処理回路31-2が入力したユーザの音声データと記憶部33-4が記憶している許可者音声データとをマッチングする処理と、指紋入力部60が入力したユーザ指紋画像データと記憶部33-4が記憶している許可者指紋画像データとをマッチングする処理とである認証処理を行ない、携帯電話機100のユーザが許可者であるか否かを判定する。

【0086】

次に、本発明の第4の実施の形態による携帯電話機100において、本発明の第4の実施の形態によるセキュリティ管理装置に送信する情報を処理する部分の構成について説明する。本発明の第4の実施の形態による携帯電話機100において、本発明の第4の実施の形態によるセキュリティ管理装置に送信する情報を処理する部分の構成は、音声入力部114と、指紋形状入力部116とを加えたものであり、その他の構成は第1の実施の形態と同様である。ただし、音声入力部114の動作は、第2の実施の形態における動作と同様であり、指紋形状入力部116の動作は第3の実施の形態における動作と同様である。また、入力データ処理部(判断手段、認証手段)131-4と入力データ認証用データ記憶部(許可者固有データ記憶手段)132-4との動作は第1の実施の形態における動作とは異なる。そのため、第1の実施の形態、第2の実施の形態および第3の実施の形態と同様の回路等についてはそれぞれ図4、図10および図13と同じ符号を付し、説明を省略する。

【0087】

図16は、本発明の第4の実施の形態による携帯電話機100において、本発明の第4の実施の形態によるセキュリティ管理装置に送信する情報を処理する部分の構成を示すブロック図である。

【0088】

入力データ認証用データ記憶部132-4が予め記憶している許可者特徴情報は、許可者の顔の画像データと、許可者の音声のデータである許可者音声データと、許可者の指紋

の画像のデータである許可者指紋画像データとである。入力データ認証用データ記憶部 132-4 は、これらの各データを予め対応付けて記憶している。入力データ処理部 131-4 は、画像入力部 111 が入力したユーザの顔の画像データと入力データ認証用データ記憶部 132-4 が記憶している許可者の顔の画像データとをマッチングする処理と、音声入力部 114 が入力したユーザの音声データと入力データ認証用データ記憶部 132-4 が記憶している許可者音声データとをマッチングする処理と、指紋形状入力部 116 が入力したユーザ指紋画像データと入力データ認証用データ記憶部 132-4 が記憶している許可者指紋画像データとをマッチングする処理とである認証処理を行ない、携帯電話機 100 のユーザが許可者であるか否かを判定する。

【0089】

本発明の第 4 の実施の形態によるセキュリティ管理装置の構成は、第 1 の実施の形態におけるセキュリティ管理装置の構成と同様のため、図 4 と同じ符号を付し、説明を省略する。

【0090】

本発明の第 4 の実施の形態によるセキュリティ管理装置において、本発明の第 4 の実施の形態による携帯電話機 100 から受信した情報を処理する部分の構成は、本発明の第 1 の実施の形態による携帯電話機 100 から受信した情報を処理する部分の構成と同様のため、図 6 と同じ符号を付し、説明を省略する。

【0091】

次に、本発明の第 4 の実施の形態の動作について図面を参照して説明する。本発明の第 4 の実施の形態における携帯電話機 100 の動作について説明する。図 17 は、本発明の第 4 の実施の形態における携帯電話機 100 の動作を説明するフローチャートである。

【0092】

まず、画像入力部 111 が、ユーザの顔を撮影してユーザの顔の画像データを生成し、生成した画像データを画像・認証結果表示部 112 と入力データ処理部 131-4 とに出力する（ステップ S401）。画像・認証結果表示部 112 は、入力された画像データの画像を表示する。そして、音声入力部 114 にユーザの音声が入力されると（ステップ S402）、音声データを生成し、入力データ処理部 131-4 に出力する。例えば、このとき音声入力部 114 に入力する音声は、予め決められた特定の言葉の音声である。また、ユーザが指先を指紋形状入力部 116 に接触させ、指紋形状入力部 116 に指紋の形状を入力すると（ステップ S403）、指紋形状入力部 116 は、入力された指紋の形状を指紋の画像のデータに変換してユーザ指紋画像データを生成し、生成したユーザ指紋画像データを画像・認証結果表示部 112 と入力データ処理部 131-4 に出力する。画像・認証結果表示部 112 は、入力されたユーザ指紋画像データの画像を表示する。

【0093】

入力データ処理部 131-4 は、画像入力部が入力したユーザの顔の画像データと入力データ認証用データ記憶部 132-4 が記憶している許可者の顔の画像データとをマッチングする処理と、音声入力部 114 が入力したユーザの音声データと入力データ認証用データ記憶部 132-4 が記憶している許可者音声データとをマッチングする処理と、指紋形状入力部 116 が入力したユーザ指紋画像データと入力データ認証用データ記憶部 132-4 が記憶している許可者指紋画像データとをマッチングする処理とである認証処理を行ない（ステップ S404）、携帯電話機 100 のユーザが許可者であるか否かを判定する。なお、入力データ処理部 131-4 は、各マッチング処理のそれぞれの全てにおいて合致した場合に携帯電話機 100 のユーザが許可者であると判定する。

【0094】

入力データ処理部 131-4 は、認証処理の結果、携帯電話機 100 のユーザが許可者であるか否かを画像・認証結果表示部 112 に表示させる（ステップ S405）。入力データ処理部 131-4 は、ユーザが許可者であると判定すると（ステップ S406）、ユーザにパスワードの入力を要求する画面を画像・認証結果表示部 112 に表示させる。ユーザが、操作入力部 35 にパスワードを入力すると、操作入力部 35 は入力されたパスワ

10

20

30

40

50

ードを入力データ処理部 131-4 に出力する。なお、入力データ処理部 131-4 は、記憶部 33-4 が予め記憶しているパスワードを読みだしてもよい。入力データ処理部 131-4 は、携帯電話機 100 の電話番号を示す情報と、ユーザが許可者であることを示す情報と、パスワードとを組み合わせた情報である認証情報を、認証部 133 に入力し、認証部 133 は入力された認証情報をデータ送信部 113-1 に出力し、データ送信部 113-1 に、データ受信部 213 へ、認証情報を送信させる（ステップ S407）。

【0095】

入力データ処理部 131-4 は、ユーザが許可者でないと判定すると（ステップ S104）、ユーザが利用することができる携帯電話機 100 の機能を制限する（ステップ S106）。具体的には、電話機能、電子メール送受信機能、ウェブ閲覧機能等の使用を制限する。

10

【0096】

本発明の第 4 の実施の形態におけるセキュリティ管理装置の動作は、本発明の第 1 の実施の形態におけるセキュリティ管理装置の動作と同様のため説明を省略する。

【0097】

以上、述べたように、この実施の形態によれば、ユーザの、顔の画像データと音声データと指紋の画像データとを用いて、ユーザが特定の場所への入場および特定の場所からの退場を許可すべき人物であるか否かを判定しているため、より厳密なユーザ認証を行なうことができる。

【0098】

実施の形態 5 .

20

次に、本発明の第 5 の実施の形態を説明する。図 18 は、本発明の第 5 の実施の形態によるセキュリティ管理システムの構成を示す説明図である。本発明の第 5 の実施の形態によるセキュリティ管理システムは、携帯電話機 100 と、携帯電話機 100 と情報を送受信する基地局 300 ~ 30n、各基地局と専用デジタル回線や LAN (Local Area Network) 等で接続され、各基地局から受信したデータの出力を制御する交換機能を有する制御局 400、携帯電話機 100 のユーザの身元を認証する身元確認システム 500、銀行の業務を遂行する銀行システム 600 および制御局 400 と身元確認システム 500 と銀行システム 600 とを接続する通信ネットワーク 700 とを含む。

【0099】

銀行システム 600 は、例えば、サーバ等のデータ処理装置によって実現される。通信ネットワーク 700 は、例えば、公衆回線網や、IP 電話網、インターネット等である。

30

【0100】

本発明による第 5 の実施の形態の携帯電話機 100 の構成は、ブルートゥース回路 34 を含まない点が第 1 の実施の形態と異なり、その他の構成は第 1 の実施の形態における携帯電話機 100 の構成と同様である。ただし、記憶部 33-5 および携帯電話機主制御部 32-5 の動作は第 1 の実施の形態における動作とは異なる。そのため、第 1 の実施の形態と同様の回路等については図 3 と同じ符号を付し、説明を省略する。

【0101】

図 19 は、本発明の第 5 の実施の形態による携帯電話機 100 の構成を説明するブロック図である。記憶部 33-5 は、銀行システム 600 へのアクセスを許可された人物であるアクセス許可者の顔の画像データを予め記憶している。また、記憶部 33-5 は、予め携帯電話機 100 の固有のパスワードを記憶していてもよい。携帯電話機主制御部 32-5 は、携帯電話機 100 の全体の各部の制御と、カメラユニット 39 が撮影して生成したユーザの顔の画像データと、記憶部 33-5 が記憶しているアクセス許可者の顔の画像データとをマッチングする認証処理とを行ない、携帯電話機 100 のユーザがアクセス許可者であるか否かを判定し、ユーザがアクセス許可者であると判定すると、携帯電話機 100 の電話番号とユーザがアクセス許可者であることを示す情報とユーザが入力したパスワードとを組み合わせた情報である認証情報を、無線通信部 30 に、アンテナ 15 と各基地局のいずれかと制御局 400 と通信ネットワーク 700 とを介して身元確認システム 50

40

50

0へ送信させる。

【0102】

次に、本発明の第5の実施の形態による携帯電話機100において、本発明の第5の実施の形態による身元確認システム500に送信する情報を処理する部分の構成について説明する。本発明の第5の実施の形態による携帯電話機100において、本発明の第5の実施の形態による身元確認システム500に送信する情報を処理する部分の構成は、第1の実施の形態と同様である。ただし、入力データ処理部131-5と入力データ認証用データ記憶部132-5とデータ送信部113-2の動作は第1の実施の形態における動作とは異なる。そのため、第1の実施の形態と同様の回路等については図4と同じ符号を付し、説明を省略する。なお、データ送信部113-2は、無線通信部30によって実現される。

10

【0103】

図20は、本発明の第5の実施の形態による携帯電話機100において、本発明の第5の実施の形態による身元確認システム500に送信する情報を処理する部分の構成を示すブロック図である。

【0104】

入力データ認証用データ記憶部132-5は、銀行システム600へのアクセスを許可された人物であるアクセス許可者の顔の画像データを予め記憶している。入力データ処理部131-5は、画像入力部111が撮影して生成したユーザの顔の画像データと、入力データ認証用データ記憶部132-5が記憶しているアクセス許可者の顔の画像データとをマッチングする認証処理を行ない、携帯電話機100のユーザがアクセス許可者であるか否かを判定し、ユーザがアクセス許可者であると判定すると、携帯電話機100の電話番号とユーザがアクセス許可者であることを示す情報とユーザが入力したパスワードとを組み合わせた情報である認証情報を、認証部133に出力する。データ送信部113-2は、認証部133が出力した認証情報を、基地局300と制御局400と通信ネットワーク700とを介して身元確認システム500へ送信する。

20

【0105】

図21は、本発明の第5の実施の形態の身元確認システム500の構成を示すブロック図である。本発明の第5の実施の形態の身元確認システム500は、制御局400および銀行システム600と通信ネットワーク700を介して情報を送受信する通信部(認証情報受信手段)501、身元確認システム全体を制御する身元確認システム制御部(認証結果処理手段、制御手段)502および銀行システム600へのアクセスを許可するユーザの携帯電話機の電話番号とパスワードとを予め対応付けて認証データとして記憶している身元確認システム記憶部(許可者情報記憶手段)503を含む。なお、身元確認システムは、例えば、サーバ等によって実現される。

30

【0106】

次に、本発明の第5の実施の形態の動作について図面を参照して説明する。まず、本発明の第5の実施の形態における携帯電話機100の動作について説明する。図22は、本発明の第5の実施の形態における携帯電話機100の動作を説明するフローチャートである。

40

【0107】

まず、画像入力部111が、ユーザの顔を撮影して画像データを生成し、生成した画像データを画像・認証結果表示部112と入力データ処理部131-5とに出力する(ステップS501)。画像・認証結果表示部112は、入力された画像データの画像を表示する。

【0108】

入力データ処理部131-5は、入力されたユーザの顔の画像データと、入力データ認証用データ記憶部132-5が記憶しているアクセス許可者の顔の画像データとをマッチングする認証処理を行ない(ステップS502)、携帯電話機100のユーザがアクセス許可者であるか否かを判定する。マッチングする方法は、例えば、テンプレートマッチン

50

グ等の既知のマッチング方法を用いる。なお、アクセス許可者の顔の画像データは、携帯電話機の契約時等に予め入力データ認証用データ記憶部 132-5 に記憶させておく。例えば、画像入力部 111 がアクセス許可者の顔を撮影して、アクセス許可者の顔の画像データを生成し、入力データ処理部 131-5 が入力データ認証用データ記憶部 132-5 に、画像入力部 111 が生成した画像データを記憶させてもよいし、接続コネクタ 38 に接続された警備保障会社の外部機器から、接続コネクタ 38 とデータ入出力インタフェース 37 とを介してアクセス許可者の顔の画像データを入力データ処理部 131-5 に入力し、入力データ処理部 131-5 が入力データ認証用データ記憶部 132-5 に、入力されたアクセス許可者の顔の画像データを記憶させてもよい。同様の方法で、入力データ認証用データ記憶部 132-5 に記憶させる画像データを変更してもよい。また、アクセス許可者は複数であってもよい。従って、入力データ認証用データ記憶部 132-5 が記憶するアクセス許可者の顔の画像データは、複数のアクセス許可者のそれぞれの顔の画像データであってもよい。

10

**【0109】**

入力データ処理部 131-5 は、認証処理の結果、携帯電話機 100 のユーザがアクセス許可者であるか否かを画像・認証結果表示部 112 に表示させる（ステップ S503）。入力データ処理部 131-5 は、ユーザがアクセス許可者であると判定すると（ステップ S504）、ユーザにパスワードの入力を要求する画面を画像・認証結果表示部 112 に表示させる。ユーザが、操作入力部 35 にパスワードを入力すると、操作入力部 35 は入力されたパスワードを入力データ処理部 131-5 に出力する。なお、入力データ処理部 131-5 は、記憶部 33-1 が予め記憶しているパスワードを読みだしてもよい。入力データ処理部 131-5 は、携帯電話機 100 の電話番号と、ユーザがアクセス許可者であることを示す情報と、パスワードとを組み合わせた情報である認証情報を、認証部 133 に入力し、認証部 133 は入力された認証情報をデータ送信部 113-2 に出力し、データ送信部 113-2 に、各基地局のいずれかと制御局 400 と通信ネットワーク 700 とを介して身元確認システム 500 へ送信させる（ステップ S505）。

20

**【0110】**

入力データ処理部 131-5 は、ユーザがアクセス許可者でないと判定すると（ステップ S504）、ユーザが利用することができる携帯電話機 100 の機能を制限する（ステップ S506）。具体的には、電話機能、電子メール送受信機能、ウェブ閲覧機能等の使用を制限する。

30

**【0111】**

次に、本発明の第 5 の実施の形態における身元確認システム 500 の動作について説明する。図 23 は、本発明の第 5 の実施の形態における身元確認システム 500 の動作を説明するフローチャートである。

**【0112】**

身元確認システム 500 において、通信部 501 が認証情報を受信すると（ステップ S510）、受信した認証情報を身元確認システム制御部 502 に出力する。身元確認システム制御部 502 は、受信した認証情報に含まれている電話番号とパスワードとの組み合わせが、身元確認システム記憶部 503 が予め対応付けて記憶している電話番号とパスワードとである認証データに含まれているか否かを判定する（ステップ S511）。

40

**【0113】**

身元確認システム制御部 502 は、受信した認証情報に含まれている電話番号の情報とパスワードとの組み合わせが、身元確認システム記憶部 503 が予め対応付けて記憶している電話番号とパスワードとである認証データに含まれていると判定すると、ユーザに携帯電話機 100、各基地局、制御局 400 および通信ネットワーク 700 を介した銀行システム 600 へのアクセスを許可する（ステップ S512）。身元確認システム制御部 502 は、受信した認証情報に含まれている電話番号の情報とパスワードとが、身元確認システム記憶部 503 が予め対応付けて記憶している電話番号の情報とパスワードとである認証データに合致しないと判定すると、銀行システム 600 へのアクセスを許可しない（

50

ステップ S 5 1 3 )。

【 0 1 1 4 】

身元確認システム 5 0 0 が、ユーザに銀行システム 6 0 0 へのアクセスを許可した場合、例えば、ユーザが携帯電話機 1 0 0 を介して残高照会をするとき、ユーザは、携帯電話機 1 0 0 の操作入力部 3 5 を操作して、口座番号を特定する情報と残高照会を指示する情報とを入力する。操作入力部 3 5 は入力された口座番号を特定する情報と残高照会を指示する情報とを入力データ処理部 1 3 1 - 5 に出力する。入力データ処理部 1 3 1 - 5 は、認証部 1 3 3 を介してデータ送信部 1 1 3 - 2 に、口座番号を特定する情報と残高照会を指示する情報とを、各基地局、制御局 4 0 0 および通信ネットワーク 7 0 0 を介して身元確認システム 6 0 0 に送信させる。以上が本発明の第 5 の実施の形態による携帯電話機 1 0 0 において、本発明の第 5 の実施の形態による身元確認システム 5 0 0 に送信する情報を処理する部分の動作である。

10

【 0 1 1 5 】

そして、身元確認システム 5 0 0 において、通信部 5 0 1 が口座番号を特定する情報と残高照会を指示する情報とを受信すると、通信部 5 0 1 は、口座番号を特定する情報と残高照会を指示する情報とを通信ネットワーク 7 0 0 を介して銀行システム 6 0 0 に送信する。銀行システムは、口座番号を特定する情報にもとづいて特定された口座番号の口座の残高照会を行ない、口座番号を特定する情報の口座番号の口座の残高金額を特定する情報を身元確認システム 5 0 0 に送信する。身元確認システム 5 0 0 において、通信部 5 0 1 が残高金額を特定する情報を受信すると、通信部 5 0 1 は、受信した残高金額を特定する情報を、通信ネットワーク 7 0 0、制御局 4 0 0 および各基地局を介して携帯電話機 1 0 0 に送信する。携帯電話機 1 0 0 において、無線通信部 3 0 が残高金額を特定する情報を受信すると、携帯電話主制御部 3 2 - 5 に入力する。携帯電話主制御部 3 2 - 5 は入力された残高金額を特定する情報にもとづいて、残高金額を表示部 3 6 に表示させる。

20

【 0 1 1 6 】

以上、述べたように、この実施の形態によれば、ユーザの顔の画像データを身元確認システム 5 0 0 に送信することなく、銀行システム 6 0 0 へのアクセスを許可するべき人物に、銀行システム 6 0 0 へのアクセスを許可することができる。

【 0 1 1 7 】

実施の形態 6 .

次に、本発明の第 6 の実施の形態を説明する。第 6 の実施の形態のセキュリティ管理システムの構成は、第 5 の実施の形態の構成と同様である。そのため、第 5 の実施の形態と同様のシステム等については図 1 8 と同じ符号を付し、説明を省略する。

30

【 0 1 1 8 】

本発明による第 6 の実施の形態の携帯電話機 1 0 0 の構成は、ブルートゥース回路 3 4 を含まない点が第 2 の実施の形態と異なり、その他の構成は第 2 の実施の形態と同様である。ただし、携帯電話機主制御部 3 2 - 6 および記憶部 3 3 - 6 の動作は第 2 の実施の形態における動作とは異なる。そのため、第 2 の実施の形態と同様の回路等については図 9 と同じ符号を付し、説明を省略する。

【 0 1 1 9 】

図 2 4 は、本発明の第 6 の実施の形態による携帯電話機 1 0 0 の構成を説明するブロック図である。記憶部 3 3 - 6 は、銀行システム 6 0 0 へのアクセスを許可された人物であるアクセス許可者の音声のデータである許可者音声データを予め記憶している。例えば、このとき記憶部 3 3 - 6 が記憶している音声のデータは、予め決められた特定の言葉の音声のデータである。また、記憶部 3 3 - 6 は、予め携帯電話機 1 0 0 の固有のパスワードを記憶していてもよい。そして、携帯電話機主制御部 3 2 - 6 は、携帯電話機 1 0 0 の全体の各部を制御し、音声処理回路 3 1 - 2 に入力された音声のデータと、記憶部 3 3 - 6 が記憶している許可者音声データとをマッチングする認証処理を行ない、携帯電話機 1 0 0 のユーザがアクセス許可者であるか否かを判定し、ユーザがアクセス許可者であると判定すると、携帯電話機 1 0 0 の電話番号とユーザがアクセス許可者であることを示す情報

40

50

とユーザが入力したパスワードとを組み合わせた情報である認証情報を、無線通信部 30 に、アンテナ 15 と各基地局のいずれかと制御局 400 と通信ネットワーク 700 とを介して身元確認システム 500 へ送信させる。

【0120】

次に、本発明の第 6 の実施の形態による携帯電話機 100 において、本発明の第 6 の実施の形態による身元確認システム 500 に送信する情報を処理する部分の構成について説明する。本発明の第 6 の実施の形態による携帯電話機 100 において、本発明の第 6 の実施の形態による身元確認システム 500 に送信する情報を処理する部分の構成は、第 2 の実施の形態と同様である。ただし、入力データ処理部 131 - 6 と入力データ認証用データ記憶部 132 - 6 とデータ送信部 113 - 2 の動作は第 2 の実施の形態における動作とは異なる。そのため、第 2 の実施の形態と同様の回路等については図 10 と同じ符号を付し、説明を省略する。なお、データ送信部 113 - 2 は、無線通信部 30 によって実現される。

10

【0121】

図 25 は、本発明の第 6 の実施の形態による携帯電話機 100 において、本発明の第 6 の実施の形態による身元確認システム 500 に送信する情報を処理する部分の構成を示すブロック図である。

【0122】

入力データ認証用データ記憶部 132 - 6 は、銀行システム 600 へのアクセスを許可された人物であるアクセス許可者の音声のデータである許可者音声データを予め記憶している。例えば、このとき入力データ認証用データ記憶部 132 - 6 が記憶している音声のデータは、予め決められた特定の言葉の音声のデータである。そして、入力データ処理部 131 - 6 は、音声入力部 114 に入力された音声のデータと、入力データ認証用データ記憶部 132 - 6 が記憶している許可者音声データとをマッチングする認証処理を行ない、携帯電話機 100 のユーザがアクセス許可者であるか否かを判定し、ユーザがアクセス許可者であると判定すると、携帯電話機 100 の電話番号とユーザがアクセス許可者であることを示す情報とユーザが入力したパスワードとを組み合わせた情報である認証情報を、認証部 133 に出力する。データ送信部 113 - 2 は、認証部 133 が出力した認証情報を、基地局 300 と制御局 400 と通信ネットワーク 700 とを介して身元確認システム 500 へ送信する。

20

30

【0123】

本発明の第 6 の実施の形態による身元確認システム 500 の構成は、第 5 の実施の形態における身元確認システム 500 の構成と同様のため、図 21 と同じ符号を付し、説明を省略する。

【0124】

次に、本発明の第 6 の実施の形態の動作について図面を参照して説明する。本発明の第 6 の実施の形態における携帯電話機 100 の動作について説明する。図 26 は、本発明の第 6 の実施の形態における携帯電話機 100 の動作を説明するフローチャートである。

【0125】

まず、携帯電話機 100 の音声入力部 114 にユーザの音声が入力されると、入力した音声の音声データを生成して入力データ処理部 131 - 6 に出力する（ステップ S601）。例えば、音声入力部 114 に入力する音声は、予め決められた特定の言葉である。

40

【0126】

入力データ処理部 131 - 6 は、入力されたユーザの音声データと、入力データ認証用データ記憶部 132 - 6 が記憶しているアクセス許可者音声のデータとをマッチングする認証処理を行ない（ステップ S602）、携帯電話機 100 のユーザがアクセス許可者であるか否かを判定する。マッチングする方法は、例えば、テンプレートマッチング等の既知のマッチング方法を用いる。なお、アクセス許可者の音声のデータは、携帯電話機の契約時等に予め入力データ認証用データ記憶部 132 - 6 に記憶させておく。例えば、音声入力部 114 にアクセス許可者の音声を入力し、許可者音声データを生成して、入力デー

50

タ処理部 131-6 に出力する。入力データ処理部 131-6 は、入力データ認証用データ記憶部 132-6 に、入力された許可者音声データを記憶させる。また、接続コネクタ 38 に接続された警備保障会社の外部機器から、接続コネクタ 38 とデータ入出力インタフェース 37 とを介して許可者音声データを入力データ処理部 131-6 に入力し、入力データ処理部 131-6 が入力データ認証用データ記憶部 132-6 に、入力された許可者音声データを記憶させてもよい。同様の方法で、入力データ認証用データ記憶部 132-6 に記憶させる許可者音声データを変更してもよい。また、アクセス許可者は複数であってもよい。従って、入力データ認証用データ記憶部 132-6 が記憶する許可者音声データは、複数のアクセス許可者のそれぞれの音声データであってもよい。

【0127】

入力データ処理部 131-6 は、認証処理の結果、携帯電話機 100 のユーザがアクセス許可者であるか否かを認証結果表示部 115 に表示させる（ステップ S603）。入力データ処理部 131-6 は、ユーザがアクセス許可者であると判定すると（ステップ S604）、ユーザにパスワードの入力を要求する画面を認証結果表示部 115 に表示させる。ユーザが、操作入力部 35 にパスワードを入力すると、操作入力部 35 は入力されたパスワードを入力データ処理部 131-6 に出力する。なお、入力データ処理部 131-6 は、記憶部 33-6 が予め記憶しているパスワードを読みだしてもよい。入力データ処理部 131-6 は、携帯電話機 100 の電話番号と、ユーザがアクセス許可者であることを示す情報と、パスワードとを組み合わせた情報である認証情報を、認証部 133 に入力し、認証部 133 は入力された認証情報をデータ送信部 113-2 に出力し、データ送信部 113-2 に、各基地局のいずれかと制御局 400 と通信ネットワーク 700 とを介して身元確認システム 500 へ送信させる（ステップ S605）。

【0128】

入力データ処理部 131-6 は、ユーザがアクセス許可者でないと判定すると（ステップ S604）、ユーザが利用することができる携帯電話機 100 の機能を制限する（ステップ S606）。具体的には、電話機能、電子メール送受信機能、ウェブ閲覧機能等の使用を制限する。

【0129】

本発明の第 6 の実施の形態における身元確認システム 500 の動作は、本発明の第 5 の実施の形態における身元確認システム 500 の動作と同様なため説明を省略する。

【0130】

以上、述べたように、この実施の形態によれば、画像データ処理という携帯電話機 100 に負荷のかかる処理を行なうことなく、銀行システム 600 へのアクセスを許可すべき人物に、銀行システム 600 へのアクセスを許可することができる。

【0131】

実施の形態 7 .

次に、本発明の第 7 の実施の形態を説明する。本発明による第 7 の実施の形態のセキュリティ管理システムの構成は、第 5 の実施の形態の構成と同様である。そのため、第 5 の実施の形態と同様のシステム等については図 18 と同じ符号を付し、説明を省略する。

【0132】

本発明による第 7 の実施の形態の携帯電話機 100 の構成は、ブルートゥース回路 34 を含まない点が第 3 の実施の形態と異なり、その他の構成は第 3 の実施の形態と同様である。ただし、携帯電話機主制御部 32-7 および記憶部 33-7 の動作は第 3 の実施の形態における動作とは異なる。そのため、第 3 の実施の形態と同様の回路等については図 12 と同じ符号を付し、説明を省略する。

【0133】

図 27 は、本発明の第 7 の実施の形態による携帯電話機 100 の構成を説明するブロック図である。記憶部 33-7 は、アクセス許可者の指紋の画像のデータである許可者指紋画像データを予め記憶している。また、記憶部 33-7 は、予め携帯電話機 100 の固有のパスワードを記憶していてもよい。そして、携帯電話機主制御部 32-7 は、携帯電話

10

20

30

40

50

機 1 0 0 の全体の各部を制御し、指紋入力部 6 0 が生成したユーザの指紋の画像データであるユーザ指紋画像データと、記憶部 3 3 - 7 が記憶している許可者指紋画像データとをマッチングする認証処理を行ない、携帯電話機 1 0 0 のユーザがアクセス許可者であるかを判定し、ユーザがアクセス許可者であると判定すると、携帯電話機 1 0 0 の電話番号とユーザがアクセス許可者であることを示す情報とユーザが入力したパスワードとを組み合わせた情報である認証情報を、無線通信部 3 0 に、アンテナ 1 5 といずれかの基地局と制御局 4 0 0 と通信ネットワーク 7 0 0 とを介して身元確認システム 5 0 0 へ送信させる。

【 0 1 3 4 】

次に、本発明の第 7 の実施の形態による携帯電話機 1 0 0 において、本発明の第 7 の実施の形態による身元確認システム 5 0 0 に送信する情報を処理する部分の構成について説明する。本発明の第 7 の実施の形態による携帯電話機 1 0 0 において、本発明の第 7 の実施の形態による身元確認システム 5 0 0 に送信する情報を処理する部分の構成は、第 3 の実施の形態と同様である。ただし、入力データ処理部 1 3 1 - 7 と入力データ認証用データ記憶部 1 3 2 - 7 とデータ送信部 1 1 3 - 2 の動作は第 3 の実施の形態における動作とは異なる。そのため、第 3 の実施の形態と同様の回路等については図 1 3 と同じ符号を付し、説明を省略する。なお、データ送信部 1 1 3 - 2 は、無線通信部 3 0 によって実現される。

10

【 0 1 3 5 】

図 2 8 は、本発明の第 7 の実施の形態による携帯電話機 1 0 0 において、本発明の第 7 の実施の形態による身元確認システム 5 0 0 に送信する情報を処理する部分の構成を示すブロック図である。

20

【 0 1 3 6 】

入力データ認証用データ記憶部 1 3 2 - 7 は、アクセス許可者の指紋の画像のデータである許可者指紋画像データを予め記憶している。入力データ処理部 1 3 1 - 7 は、指紋形状入力部 1 1 6 が生成したユーザ指紋画像データと、入力データ認証用データ記憶部 1 3 2 - 7 が記憶している許可者指紋画像データとをマッチングする認証処理を行ない、携帯電話機 1 0 0 のユーザがアクセス許可者であるかを判定し、ユーザがアクセス許可者であると判定すると、携帯電話機 1 0 0 の電話番号とユーザがアクセス許可者であることを示す情報とユーザが入力したパスワードとを組み合わせた情報である認証情報を、認証部 1 3 3 に出力する。データ送信部 1 1 3 - 2 は、認証部 1 3 3 が出力した認証情報を、基地局 3 0 0 と制御局 4 0 0 と通信ネットワーク 7 0 0 とを介して身元確認システム 5 0 0 へ送信する。

30

【 0 1 3 7 】

本発明の第 7 の実施の形態による身元確認システム 5 0 0 の構成は、第 5 の実施の形態における身元確認システム 5 0 0 の構成と同様なため、図 2 1 と同じ符号を付し、説明を省略する。

【 0 1 3 8 】

次に、本発明の第 7 の実施の形態の動作について図面を参照して説明する。本発明の第 7 の実施の形態における携帯電話機 1 0 0 の動作について説明する。図 2 9 は、本発明の第 7 の実施の形態における携帯電話機 1 0 0 の動作を説明するフローチャートである。

40

【 0 1 3 9 】

ユーザに指先を指紋形状入力部 1 1 6 に接触させ、指紋形状入力部 1 1 6 に指紋の形状を入力すると（ステップ S 7 0 1 ）、指紋形状入力部 1 1 6 は、入力された指紋の形状を画像のデータに変換してユーザの指紋の画像データであるユーザ指紋画像データを生成し、生成したユーザ指紋画像データを画像・認証結果表示部 1 1 2 と入力データ処理部 1 3 1 - 7 とに出力する。画像・認証結果表示部 1 1 2 は、入力されたユーザ指紋画像データの画像を表示する。

【 0 1 4 0 】

入力データ処理部 1 3 1 - 7 は、入力されたユーザ指紋画像データと、入力データ認証

50

用データ記憶部 132-7 が記憶している許可者指紋画像データとをマッチングする認証処理を行ない(ステップ S702)、携帯電話機 100 のユーザがアクセス許可者であるか否かを判定する。マッチングする方法は、例えば、テンプレートマッチング等の既知のマッチング方法を用いる。なお、許可者指紋画像データは、携帯電話機の契約時等に予め入力データ認証用データ記憶部 132-7 に記憶させておく。例えば、アクセス許可者が指先を指紋形状入力部 116 に接触させ、指紋形状入力部 116 に指紋の形状を入力し、指紋形状入力部 116 は、入力された指紋の形状を画像のデータに変換して許可者指紋画像データを生成し、生成した許可者指紋画像データを入力データ処理部 131-7 に出力し、入力データ処理部 131-7 は、入力された許可者指紋画像データを入力データ認証用データ記憶部 132-7 に記憶させてもよいし、接続コネクタ 38 に接続された警備保障会社の外部機器から、接続コネクタ 38 とデータ入出力インタフェース 37 とを介して許可者指紋画像データを入力データ処理部 131-7 に入力し、入力データ処理部 131-7 が入力データ認証用データ記憶部 132-7 に、入力された許可者指紋画像データを記憶させてもよい。同様の方法で、入力データ認証用データ記憶部 132-7 に記憶させる許可者指紋画像データを変更してもよい。また、アクセス許可者は複数であってもよい。従って、入力データ認証用データ記憶部 132-7 が記憶する許可者指紋画像データは、複数のアクセス許可者のそれぞれの指紋の画像データであってもよい。

10

#### 【0141】

入力データ処理部 131-7 は、認証処理の結果、携帯電話機 100 のユーザがアクセス許可者であるか否かを画像・認証結果表示部 112 に表示させる(ステップ S703)。入力データ処理部 131-7 は、ユーザがアクセス許可者であると判定すると(ステップ S704)、ユーザにパスワードの入力を要求する画面を画像・認証結果表示部 112 に表示させる。ユーザが、操作入力部 35 にパスワードを入力すると、操作入力部 35 は入力されたパスワードを入力データ処理部 131-7 に出力する。なお、入力データ処理部 131-7 は、記憶部 33-7 が予め記憶しているパスワードを読みだしてもよい。入力データ処理部 131-7 は、携帯電話機 100 の電話番号と、ユーザがアクセス許可者であることを示す情報と、パスワードとを組み合わせた情報である認証情報を、認証部 133 に入力し、認証部 133 は入力された認証情報をデータ送信部 113-2 に出力し、データ送信部 113-2 に、各基地局のいずれかと制御局 400 と通信ネットワーク 700 とを介して身元確認システム 500 へ送信させる(ステップ S705)。

20

30

#### 【0142】

入力データ処理部 131-7 は、ユーザがアクセス許可者でないと判定すると(ステップ S704)、ユーザが利用することができる携帯電話機 100 の機能を制限する(ステップ S706)。具体的には、電話機能、電子メール送受信機能、ウェブ閲覧機能等の使用を制限する。

#### 【0143】

本発明の第 7 の実施の形態における身元確認システム 500 の動作は、本発明の第 5 の実施の形態における身元確認システム 500 の動作と同様なため説明を省略する。

#### 【0144】

以上、述べたように、この実施の形態によれば、ユーザの指紋の画像データを用いて、ユーザが銀行システム 600 へのアクセスを許可すべき人物であるか否かを判定しているため、厳密なユーザ認証を行なうことができる。

40

#### 【0145】

実施の形態 8 .

次に、本発明の第 8 の実施の形態を説明する。本発明による第 8 の実施の形態のセキュリティ管理システムの構成は、第 5 の実施の形態の構成と同様である。そのため、第 5 の実施の形態と同様のシステム等については図 18 と同じ符号を付し、説明を省略する。

#### 【0146】

本発明による第 8 の実施の形態の携帯電話機 100 の構成は、ブルートゥース回路 34 を含まない点が第 4 の実施の形態と異なり、その他の構成は第 4 の実施の形態と同様であ

50

る。ただし、携帯電話機主制御部 32 - 8 および記憶部 33 - 8 の動作は第 4 の実施の形態における動作とは異なる。そのため、第 4 の実施の形態と同様の回路等については図 15 と同じ符号を付し、説明を省略する。

【0147】

図 30 は、本発明の第 8 の実施の形態による携帯電話機 100 の構成を説明するブロック図である。記憶部 33 - 8 が予め記憶している許可者特徴情報は、アクセス許可者の顔の画像データと、アクセス許可者の音声のデータである許可者音声データと、アクセス許可者の指紋の画像のデータである許可者指紋画像データとである。記憶部 33 - 8 は、これらの各データを予め対応付けて記憶している。また、記憶部 33 - 8 は、予め携帯電話機 100 の固有のパスワードを記憶していてもよい。携帯電話機主制御部 32 - 8 は、カメラユニット 39 が入力したユーザの顔の画像データと記憶部 33 - 8 が記憶しているアクセス許可者の顔の画像データとをマッチングする処理と、音声処理回路 31 - 2 が入力したユーザの音声データと記憶部 33 - 8 が記憶しているアクセス許可者の音声のデータとをマッチングする処理と、指紋入力部 60 が入力したユーザ指紋画像データと記憶部 33 - 8 が記憶している許可者指紋画像データとをマッチングする処理とである認証処理を行ない、携帯電話機 100 のユーザがアクセス許可者であるか否かを判定する。

10

【0148】

次に、本発明の第 8 の実施の形態による携帯電話機 100 において、本発明の第 8 の実施の形態による身元確認システム 500 に送信する情報を処理する部分の構成について説明する。本発明の第 8 の実施の形態による携帯電話機 100 において、本発明の第 8 の実施の形態による身元確認システム 500 に送信する情報を処理する部分の構成は、第 4 の実施の形態と同様である。ただし、入力データ処理部 131 - 8 と入力データ認証用データ記憶部 132 - 8 とデータ送信部 113 - 2 の動作は第 4 の実施の形態における動作とは異なる。そのため、第 1 の実施の形態と同様の回路等については図 16 と同じ符号を付し、説明を省略する。なお、データ送信部 113 - 2 は、無線通信部 30 によって実現される。

20

【0149】

図 31 は、本発明の第 8 の実施の形態による携帯電話機 100 において、本発明の第 8 の実施の形態による身元確認システム 500 に送信する情報を処理する部分の構成を示すブロック図である。

30

【0150】

入力データ認証用データ記憶部 132 - 8 が予め記憶しているアクセス許可者特徴情報は、アクセス許可者の顔の画像データと、アクセス許可者の音声のデータである許可者音声データと、アクセス許可者の指紋の画像のデータである許可者指紋画像データとである。入力データ認証用データ記憶部 132 - 8 は、これらの各データを予め対応付けて記憶している。入力データ処理部 131 - 8 は、画像入力部 111 が入力したユーザの顔の画像データと入力データ認証用データ記憶部 132 - 4 が記憶しているアクセス許可者の顔の画像データとをマッチングする処理と、音声入力部 114 が入力したユーザの音声データと入力データ認証用データ記憶部 132 - 8 が記憶しているアクセス許可者の音声のデータとをマッチングする処理と、指紋形状入力部 116 が入力したユーザ指紋画像データと入力データ認証用データ記憶部 132 - 8 が記憶している許可者指紋画像データとをマッチングする処理とである認証処理を行ない、携帯電話機 100 のユーザがアクセス許可者であるか否かを判定し、ユーザがアクセス許可者であると判定すると、携帯電話機 100 の電話番号とユーザがアクセス許可者であることを示す情報とユーザが入力したパスワードとを組み合わせた情報である認証情報を、認証部 133 に出力する。データ送信部 113 - 2 は、認証部 133 が出力した認証情報を、基地局 300 と制御局 400 と通信ネットワーク 700 とを介して身元確認システム 500 へ送信する。

40

【0151】

本発明の第 8 の実施の形態による身元確認システム 500 の構成は、第 5 の実施の形態における身元確認システム 500 の構成と同様のため、図 21 と同じ符号を付し、説明を

50

省略する。

【0152】

次に、本発明の第8の実施の形態の動作について図面を参照して説明する。本発明の第8の実施の形態における携帯電話機100の動作について説明する。図32は、本発明の第8の実施の形態における携帯電話機100の動作を説明するフローチャートである。

【0153】

まず、画像入力部111が、ユーザの顔を撮影して画像データを生成し、生成した画像データを画像・認証結果表示部112と入力データ処理部131-8とに出力する(ステップS801)。画像・認証結果表示部112は、入力された画像データの画像を表示する。そして、音声入力部114にユーザの音声が入力されると、ユーザ音声データを生成して入力データ処理部131-8に出力する(ステップS802)。例えば、このとき音声入力部114に入力する音声は、予め決められた特定の言葉である。また、ユーザに指先を指紋形状入力部116に接触させ、指紋形状入力部116に指紋の形状を入力すると(ステップS803)、指紋形状入力部116は、入力された指紋の形状を画像のデータに変換してユーザ指紋画像データを生成し、生成したユーザ指紋画像データを画像・認証結果表示部112と入力データ処理部131-8とに出力する。画像・認証結果表示部112は、入力されたユーザ指紋画像データの画像を表示する。

10

【0154】

入力データ処理部131-8は、画像入力部111が入力したユーザの顔の画像データと入力データ認証用データ記憶部132-8が記憶しているアクセス許可者の顔の画像データとをマッチングする処理と、音声入力部114が入力したユーザ音声データと入力データ認証用データ記憶部132-8が記憶している許可者音声データとをマッチングする処理と、指紋形状入力部116が入力したユーザ指紋画像データと、入力データ認証用データ記憶部132-8が記憶している許可者指紋画像データとをマッチングする処理とである認証処理を行ない(ステップS804)、携帯電話機100のユーザがアクセス許可者であるか否かを判定する。なお、入力データ処理部131-8は、各マッチング処理のそれぞれの全てにおいて合致した場合に携帯電話機100のユーザがアクセス許可者と判定する。

20

【0155】

入力データ処理部131-8は、認証処理の結果、携帯電話機100のユーザがアクセス許可者であるか否かを画像・認証結果表示部112に表示させる(ステップS805)。入力データ処理部131-8は、ユーザがアクセス許可者と判定すると(ステップS806)、ユーザにパスワードの入力を要求する画面を画像・認証結果表示部112に表示させる。ユーザが、操作入力部35にパスワードを入力すると、操作入力部35は入力されたパスワードを入力データ処理部131-8に出力する。なお、入力データ処理部131-8は、記憶部33-8が予め記憶しているパスワードを読みだしてもよい。入力データ処理部131-8は、携帯電話機100の電話番号と、ユーザがアクセス許可者であることを示す情報と、パスワードとを組み合わせた情報である認証情報を、認証部133に入力し、認証部133は入力された認証情報をデータ送信部113-2に出力し、データ送信部113-2に、各基地局のいずれかと制御局400と通信ネットワーク700とを介して身元確認システム500へ送信させる(ステップS807)。

30

40

【0156】

入力データ処理部131-8は、ユーザがアクセス許可者でないと判定すると(ステップS806)、ユーザが利用することができる携帯電話機100の機能を制限する(ステップS808)。具体的には、電話機能、電子メール送受信機能、ウェブ閲覧機能等の使用を制限する。

【0157】

本発明の第8の実施の形態における身元確認システム500の動作は、本発明の第5の実施の形態における身元確認システム500の動作と同様なため説明を省略する。

【0158】

50

以上、述べたように、この実施の形態によれば、ユーザの、顔の画像データと音声データと指紋の画像データとを用いて、ユーザが銀行システム600へのアクセスを許可を許可すべき人物であるか否かを判定しているため、より厳密なユーザ認証を行なうことができる。

【0159】

なお、第5の実施の形態から第8の実施の形態では、銀行システム600へのアクセスのユーザ認証について述べたが、本発明はこれに限定されるものではなく、厳密なユーザ認証を必要とする多様なシステムへ適用することができる。

【0160】

また、上記の各実施の形態では、ユーザが入退場資格を有する者でない、またはアクセス資格を有する者でないと判定された場合には、ユーザが利用することができる携帯電話機100の機能を制限するようにしたが、そのように制御しなくてもよい。例えば、入退場を許可しなかったり、アクセスを許可しないようにするだけであってもよい。

【産業上の利用可能性】

【0161】

本発明は、厳密なセキュリティ管理を必要とする特定の場所への入退場や、銀行システム等へのアクセス等に利用することができる。

【図面の簡単な説明】

【0162】

【図1】本発明による携帯電話機の外観の一例を示す説明図である。

20

【図2】本発明の第1の実施の形態によるセキュリティ管理システムの構成を示す説明図である。

【図3】本発明の第1の実施の形態による携帯電話機の構成を説明するブロック図である。

【図4】本発明の第1の実施の形態による携帯電話機において、本発明の第1の実施の形態によるセキュリティ管理装置に送信する情報を処理する部分の構成を示すブロック図である。

【図5】本発明の第1の実施の形態によるセキュリティ管理装置の構成を説明するブロック図である。

【図6】本発明の第1の実施の形態によるセキュリティ管理装置において、本発明の第1の実施の形態による携帯電話機から受信した情報を処理する部分の構成を示すブロック図である。

30

【図7】本発明の第1の実施の形態における携帯電話機の動作を説明するフローチャートである。

【図8】本発明の第1の実施の形態におけるセキュリティ管理装置の動作を説明するフローチャートである。

【図9】本発明の第2の実施の形態による携帯電話機の構成を説明するブロック図である。

【図10】本発明の第2の実施の形態による携帯電話機において、本発明の第2の実施の形態によるセキュリティ管理装置に送信する情報を処理する部分の構成を示すブロック図である。

40

【図11】本発明の第2の実施の形態における携帯電話機の動作を説明するフローチャートである。

【図12】本発明の第3の実施の形態による携帯電話機の構成を説明するブロック図である。

【図13】本発明の第3の実施の形態による携帯電話機において、本発明の第3の実施の形態によるセキュリティ管理装置に送信する情報を処理する部分の構成を示すブロック図である。

【図14】本発明の第3の実施の形態における携帯電話機の動作を説明するフローチャートである。

50

【図 1 5】本発明の第 4 の実施の形態による携帯電話機の構成を説明するブロック図である。

【図 1 6】本発明の第 4 の実施の形態による携帯電話機において、本発明の第 4 の実施の形態によるセキュリティ管理装置に送信する情報を処理する部分の構成を示すブロック図である。

【図 1 7】本発明の第 4 の実施の形態における携帯電話機の動作を説明するフローチャートである。

【図 1 8】本発明の第 5 の実施の形態によるセキュリティ管理システムの構成を示す説明図である。

【図 1 9】本発明の第 5 の実施の形態による携帯電話機の構成を説明するブロック図である。 10

【図 2 0】本発明の第 5 の実施の形態による携帯電話機において、本発明の第 5 の実施の形態による身元確認システムに送信する情報を処理する部分の構成を示すブロック図である。

【図 2 1】本発明の第 5 の実施の形態の身元確認システムの構成を示すブロック図である。

【図 2 2】本発明の第 5 の実施の形態における携帯電話機の動作を説明するフローチャートである。

【図 2 3】本発明の第 5 の実施の形態における身元確認システムの動作を説明するフローチャートである。 20

【図 2 4】本発明の第 6 の実施の形態による携帯電話機の構成を説明するブロック図である。

【図 2 5】本発明の第 6 の実施の形態による携帯電話機において、本発明の第 6 の実施の形態による身元確認システムに送信する情報を処理する部分の構成を示すブロック図である。

【図 2 6】本発明の第 6 の実施の形態における携帯電話機の動作を説明するフローチャートである。

【図 2 7】本発明の第 7 の実施の形態による携帯電話機の構成を説明するブロック図である。

【図 2 8】本発明の第 7 の実施の形態による携帯電話機において、本発明の第 7 の実施の形態による身元確認システムに送信する情報を処理する部分の構成を示すブロック図である。 30

【図 2 9】本発明の第 7 の実施の形態における携帯電話機の動作を説明するフローチャートである。

【図 3 0】本発明の第 8 の実施の形態による携帯電話機の構成を説明するブロック図である。

【図 3 1】本発明の第 8 の実施の形態による携帯電話機において、本発明の第 8 の実施の形態による身元確認システムに送信する情報を処理する部分の構成を示すブロック図である。

【図 3 2】本発明の第 8 の実施の形態における携帯電話機の動作を説明するフローチャートである。 40

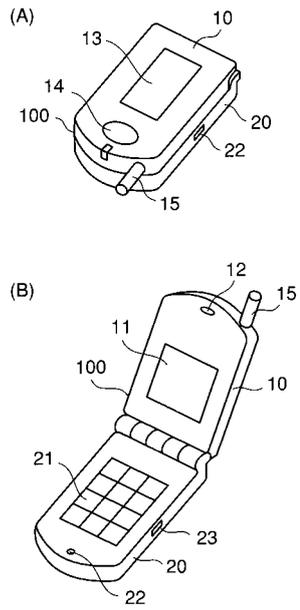
【符号の説明】

【0 1 6 3】

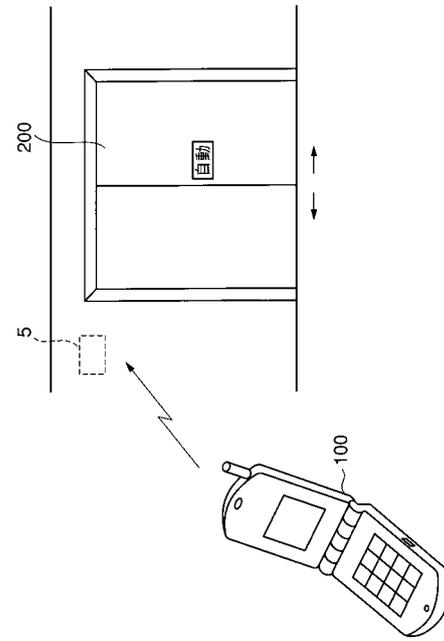
- 1 0 上部筐体部
- 1 1 第 1 の表示部
- 1 2 スピーカ
- 1 3 第 2 の表示部
- 1 4 カメラ
- 1 5 アンテナ
- 2 1 操作部

2 2	マイクロフォン	
2 3	シャッターボタン	
3 0	無線通信部	
3 1 - 1、3 1 - 2	音声処理回路	
3 2 - 1、3 2 - 2、3 2 - 3、3 2 - 4、3 2 - 5、3 2 - 6、3 2 - 7、3 2 - 8	携帯電話機主制御部	
3 3 - 1、3 3 - 2、3 3 - 3、3 3 - 4、3 3 - 5、3 3 - 6、3 3 - 7、3 3 - 8	記憶部	
3 4	ブルートゥース回路	
3 5	操作入力部	10
3 6	表示部	
3 7	データ入出力インタフェース	
3 8	接続コネクタ	
3 9	カメラユニット	
4 0	セキュリティ管理装置主制御部	
4 1	中央処理装置	
4 2	プログラム記憶部	
4 3	データ記憶部	
4 4	入出力インタフェース	
5 1	ブルートゥース回路	20
5 2	セキュリティ管理ドア制御部	
6 0	指紋入力部	
1 0 0	携帯電話機	
1 1 1	画像入力部	
1 1 2	画像・認証結果表示部	
1 1 3 - 1、1 1 3 - 2	データ送信部	
1 1 4	音声入力部	
1 1 5	認証結果表示部	
1 1 6	指紋形状入力部	
1 3 0	認証処理部	30
1 3 1 - 1、1 3 1 - 2、1 3 1 - 3、1 3 1 - 4、1 3 1 - 5、1 3 1 - 6、1 3 1 - 7、1 3 1 - 8	入力データ処理部	
1 3 2 - 1、1 3 2 - 2、1 3 2 - 3、1 3 2 - 4、1 3 2 - 5、1 3 2 - 6、1 3 2 - 7、1 3 2 - 8	入力データ認証用データ記憶部	
1 3 3	認証部	
2 0 0	セキュリティ管理ドア	
2 1 3	データ受信部	
2 3 0	認証結果処理部	
2 3 1	受信データ認証用データ記憶部	
2 3 2	受信データ処理部	40
2 3 3	制御部	
3 0 0、3 0 1、3 0 n	基地局	
4 0 0	制御局	
5 0 0	身元確認システム	
5 0 1	通信部	
5 0 2	身元確認システム制御部	
5 0 3	身元確認システム記憶部	
6 0 0	銀行システム	
7 0 0	通信ネットワーク	

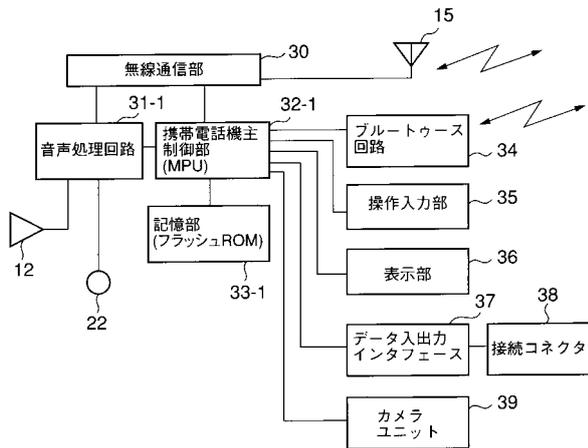
【 図 1 】



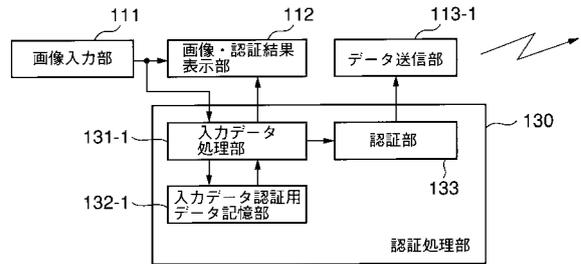
【 図 2 】



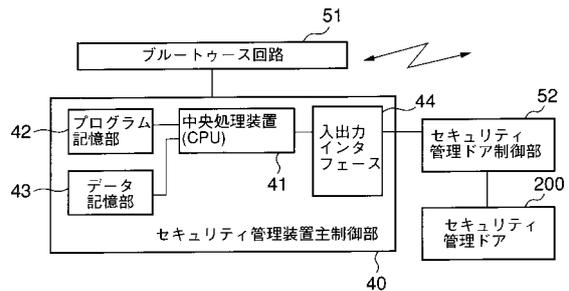
【 図 3 】



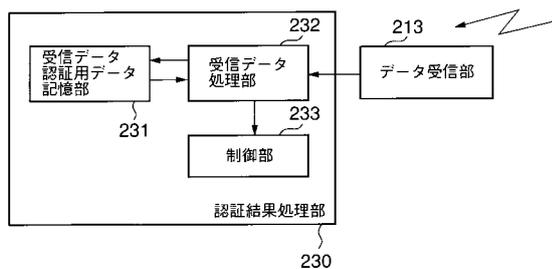
【 図 4 】



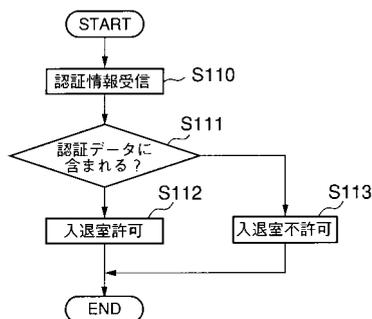
【 図 5 】



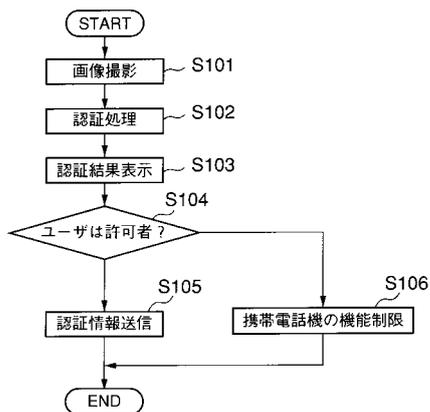
【 図 6 】



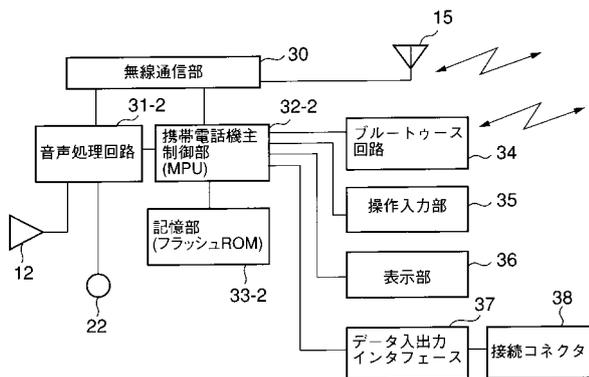
【 図 8 】



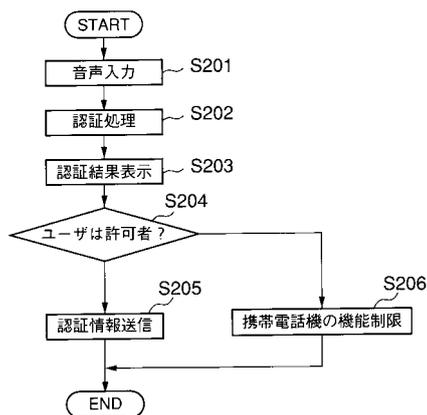
【 図 7 】



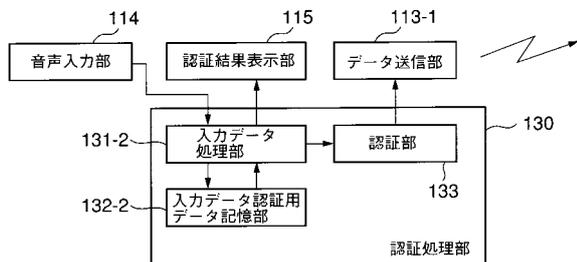
【 図 9 】



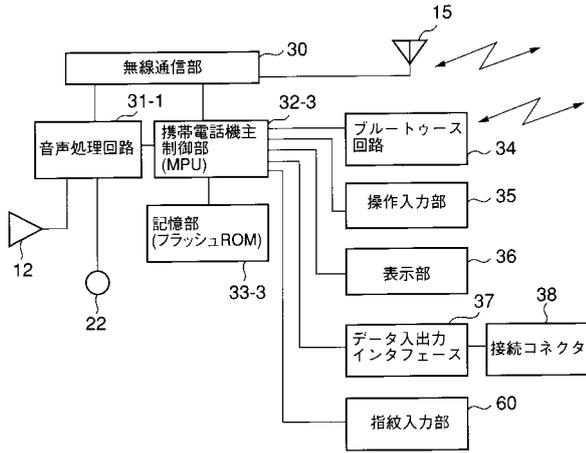
【 図 1 1 】



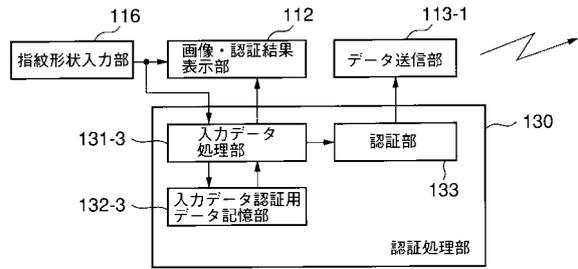
【 図 1 0 】



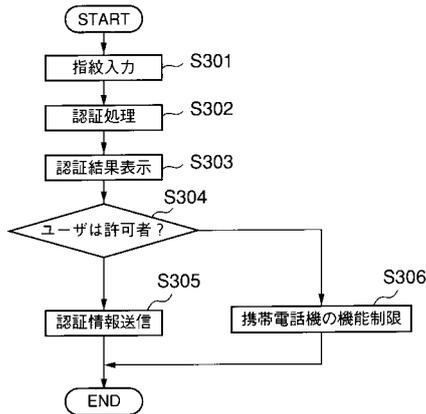
【 図 1 2 】



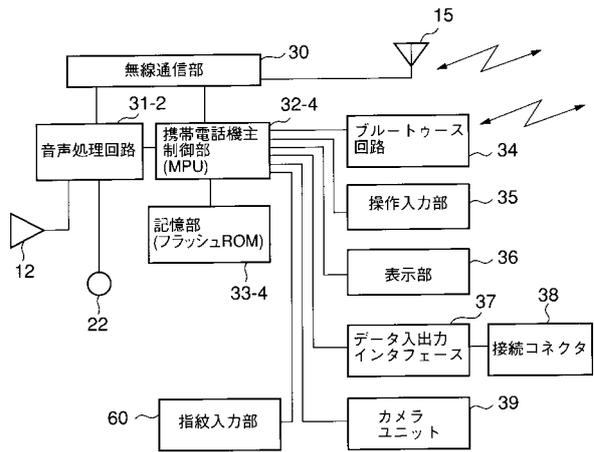
【 図 1 3 】



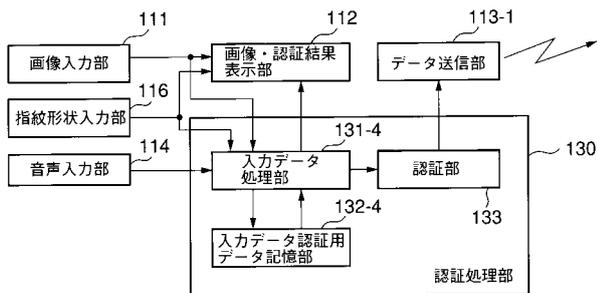
【 図 1 4 】



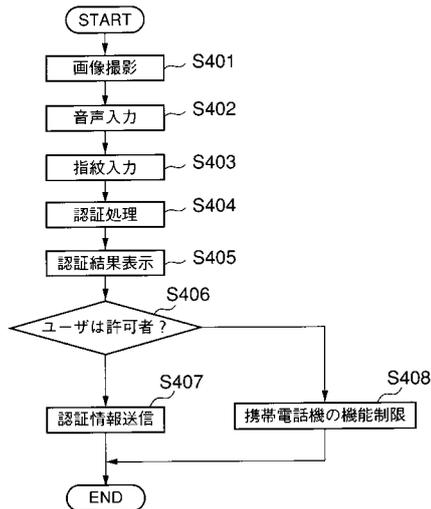
【 図 1 5 】



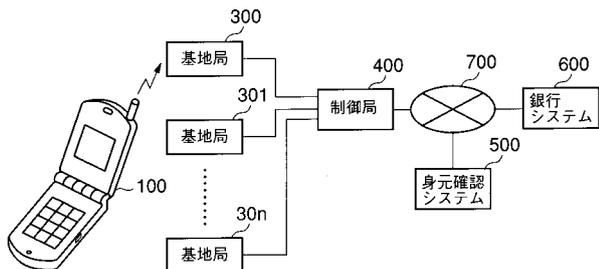
【図16】



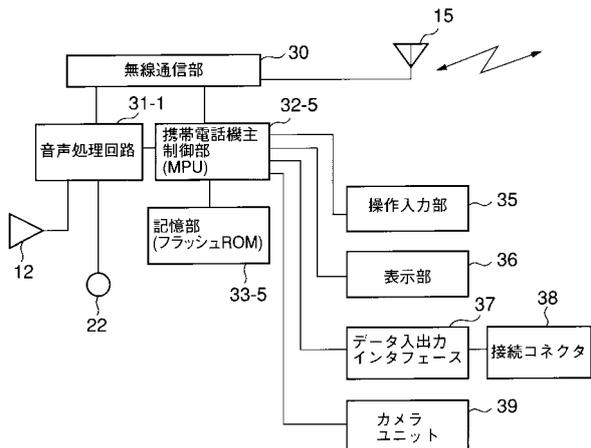
【図17】



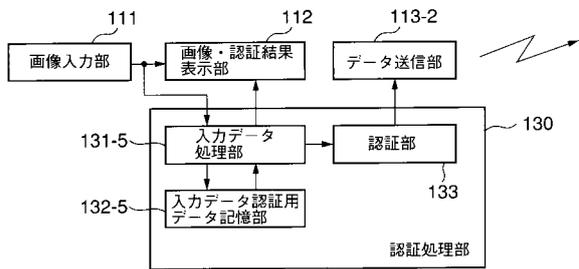
【図18】



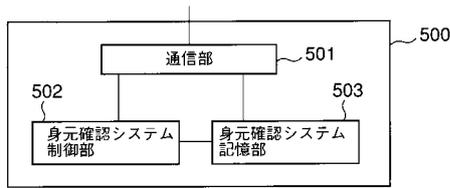
【図19】



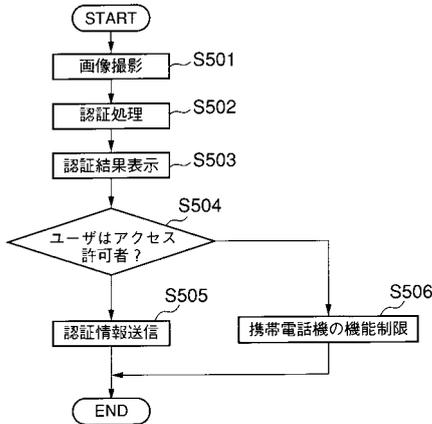
【図20】



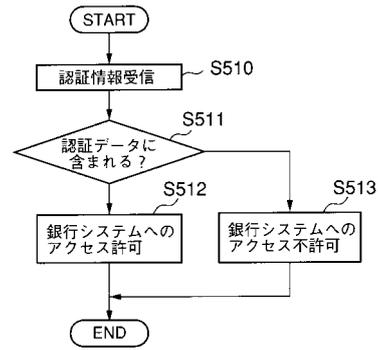
【 図 2 1 】



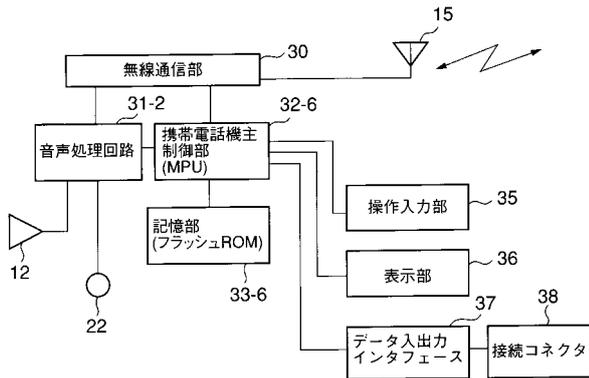
【 図 2 2 】



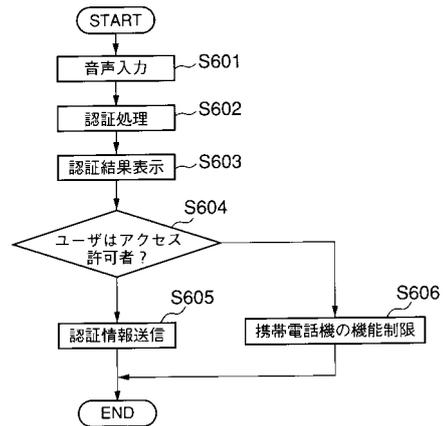
【 図 2 3 】



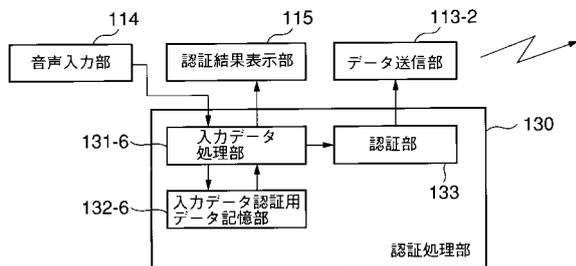
【 図 2 4 】



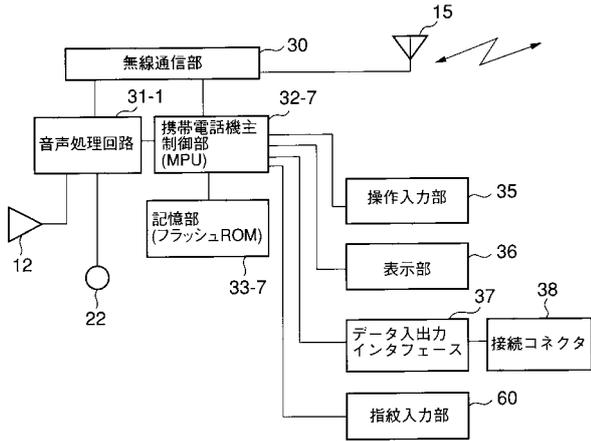
【 図 2 6 】



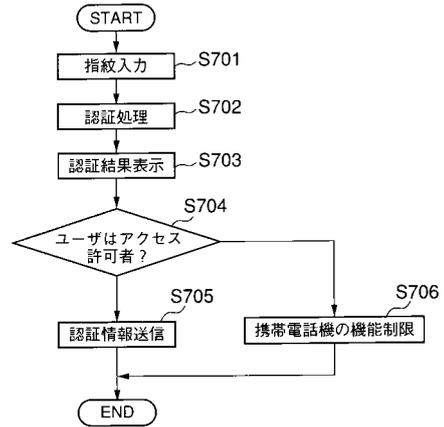
【 図 2 5 】



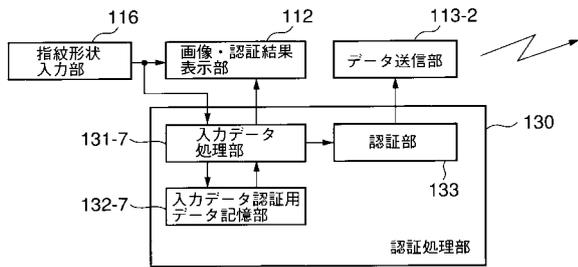
【図 27】



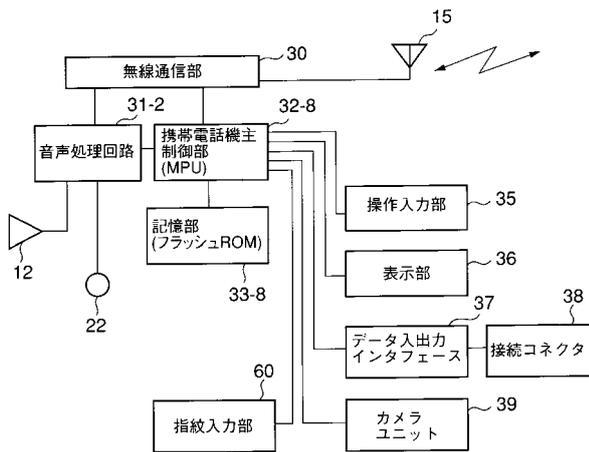
【図 29】



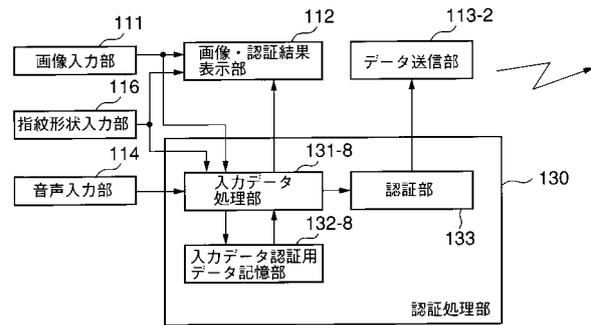
【図 28】



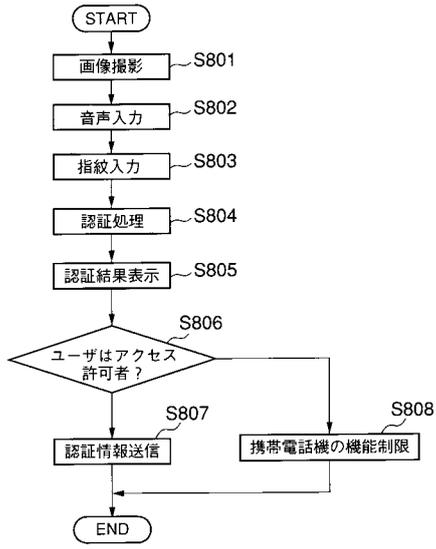
【図 30】



【図 31】



【 図 3 2 】



## フロントページの続き

(51)Int.Cl.<sup>7</sup> F I テーマコード(参考)  
H 0 4 M 3/42 H 0 4 B 7/26 M

Fターム(参考) 5K024 AA62 AA79 CC11 GG01 GG05 GG08  
5K067 AA41 BB04 BB21 EE02 EE12 EE35 GG01 GG11 HH22 HH23  
5K101 KK13 LL12 NN06 NN21 PP03